

目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- ・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- ・お客様にご負担いただくお申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、実際のお申込み金額、保有期間等に応じて異なる場合があります。

当社における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

＜口数指定でご購入する場合（例）＞

申込手数料率3.0%（税抜）のファンドを購入価額10,000円（1万口あたり）で100万口ご購入いただく場合は、

申込手数料（税抜）＝100万口×10,000円÷10,000口×3.0%＝30,000円となり、合計1,030,000円（税抜）お支払いいただくことになります。

＜金額指定でご購入する場合（例）＞

100万円の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく100万円の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100万円全額がファンドの購入金額となるものではありません。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. 当社の概要

- ・ 商号等 : マネックス証券株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・ 本店所在地 : 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
- ・ 設立 : 1999 年 5 月
- ・ 資本金 : 12,200 百万円
- ・ 主な事業 : 金融商品取引業
- ・ 加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、
 一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・ 指定紛争 : 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
 解決機関
- ・ 連絡先 : ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
 お客様ダイヤル : 0120-846-365（通話料無料）
 03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部 IP 電話）
 ログイン ID と暗証番号をご用意ください。
 当社ウェブサイト : ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力
 フォームからお問合せいただけます。

以 上
(平成 29 年 2 月)
KTM_TOUSHIN_1.2

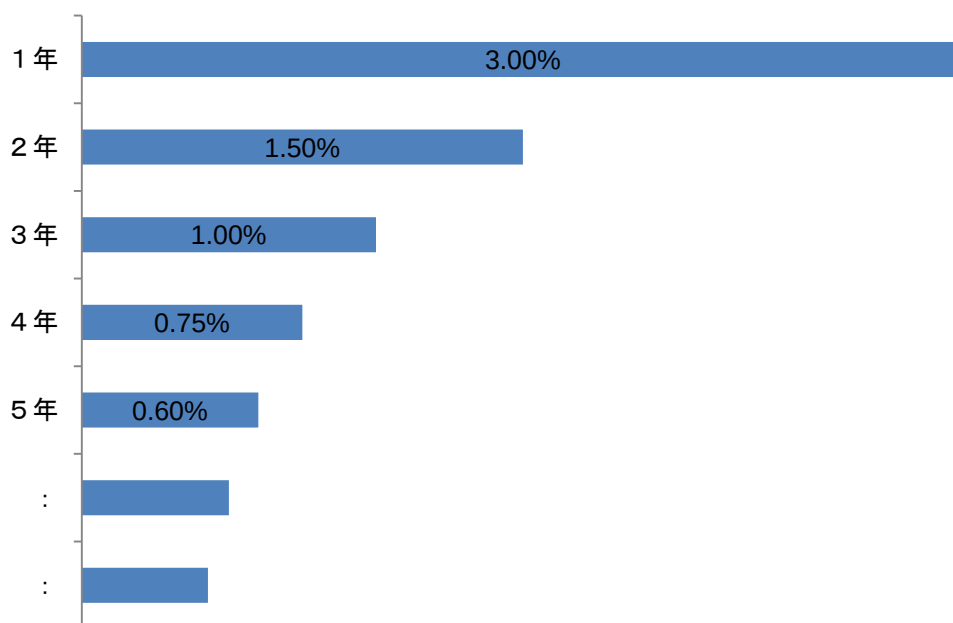
当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

■ 投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が3%（税抜き）の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率（税抜き）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただくず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

（2017年10月）

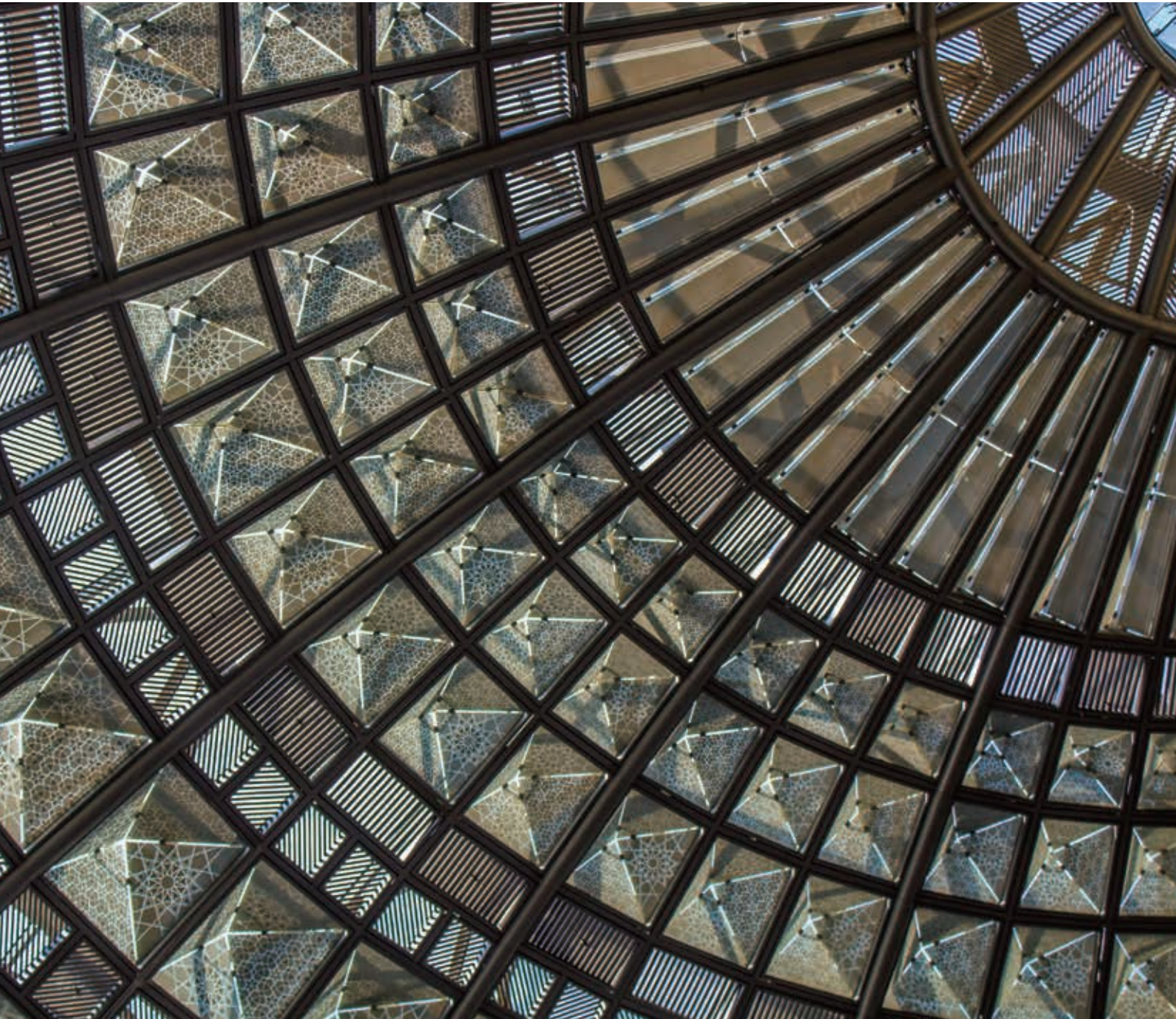


PICTET

Investing, caring 資産運用がもつ力、一人ひとりに。

投資信託説明書(交付目論見書)

2021.5.15



愛称 ノアリザーブ
ピクテ・アセット・アロケーション・ファンド(毎月分配型)

愛称 ノアリザーブ1年
ピクテ・アセット・アロケーション・ファンド(1年決算型)

追加型投信／内外／資産複合

委託会社[ファンドの運用の指図を行う者]

ピクテ投信投資顧問株式会社 金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第380号

【電話番号】03-3212-1805 (受付時間:委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで)

【ホームページ・携帯サイト(基準価額)】

www.pictet.co.jp

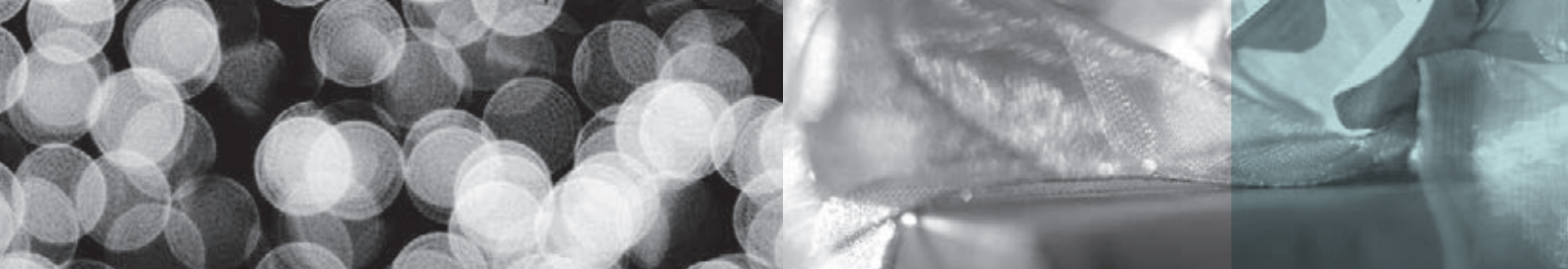
受託会社[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三菱UFJ 信託銀行株式会社

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧・ダウンロードすることができます。

また、本書にはファンドの投資信託約款の主な内容が含まれていますが、投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載されています。



ファンドの名称について

本書において、以下の略称を使用することがあります。

ファンドの正式名称	略称
ピクテ・アセット・アロケーション・ファンド(毎月分配型)	毎月分配型
ピクテ・アセット・アロケーション・ファンド(1年決算型)	1年決算型

※総称して「ファンド」または個別に「各ファンド」という場合があります。

商品分類および属性区分

商品分類

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	内 外	資産複合

属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 投資信託証券 (資産複合 (株式・債券・商品))	毎月分配型: 年12回(毎月) 1年決算型: 年1回	グローバル (日本を含む)	ファンド ・オブ・ ファンズ	あり (部分ヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(<https://www.toushin.or.jp>)で閲覧できます。

- 本目論見書により行う「ピクテ・アセット・アロケーション・ファンド(毎月分配型)」および「ピクテ・アセット・アロケーション・ファンド(1年決算型)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2021年5月14日に関東財務局長に提出しており、2021年5月15日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は受託会社において信託法(平成18年法律第108号)に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書は、投資者から請求された場合に販売会社から交付されます。また、投資者が請求目論見書の交付を請求した場合には、投資者自ら交付請求をしたことを記録しておいてください。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社の情報

委託会社名	ピクテ投信投資顧問株式会社
設立年月日	1986年12月1日
資 本 金	2億円
運用する投資信託財産の合計純資産総額	2兆2,243億円 (2021年3月末日現在)

ファンドの目的・特色

「ファンドの目的」

ファンドは、主に投資信託証券に投資を行い、信託財産の成長と
利子・配当等収益の確保を
図ることを目的に運用を行います。

「ファンドの特色」

Point 1

主に世界の株式、債券、金など様々な資産に分散投資します

Point 2

市場環境に応じて資産配分を機動的に変更します

Point 3

毎月分配型

毎月決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います

1年決算型

年1回決算を行います

ファンドの目的・特色

ファンドの特色

Point



主に世界の株式、債券、金など
様々な資産に分散投資します

- 主に日本を含む世界の株式および公社債ならびに金（デリバティブ取引を含めます。）などに投資します。

※上記の主要投資対象資産への投資は、投資信託証券（外貨建資産について為替ヘッジを行うものを含みます。）への投資を通じて行います。また、投資対象とする投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）は適宜見直されますので、主要投資対象資産は今後変更となる場合があります。

Point

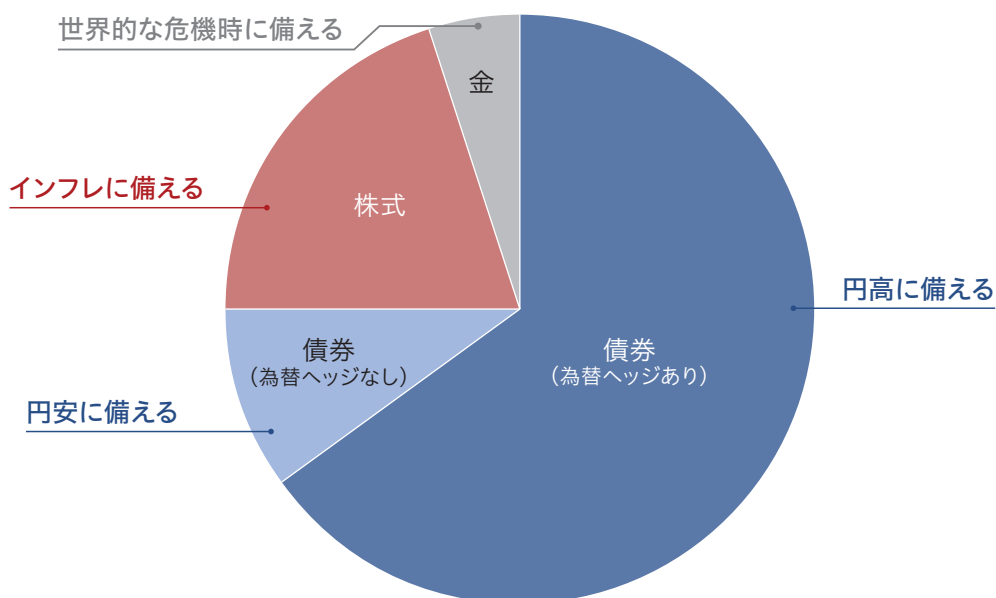


市場環境に応じて
資産配分を機動的に変更します

- 投資にあたっては、委託会社が各資産の収益とそのリスク見通しを分析して投資資産を選択し、その配分比率を決定します。また、組入資産および配分比率については、適宜見直しを行います。

ーファンド全体の為替リスクをコントロールします。

資産配分比率のイメージ



上記図は各資産の配分比率のイメージを示した一例であり、実際の配分比率とは異なります。

- 外貨建資産については、為替ヘッジが必要と判断した場合は為替ヘッジを行うことがあります。

Point 3

毎月分配型 — 毎月決算を行い、
収益分配方針に基づき分配を行います

1年決算型 — 年1回決算を行います

※販売会社によっては「毎月分配型」または「1年決算型」のいずれか一方のみのお取扱いとなる場合があります。

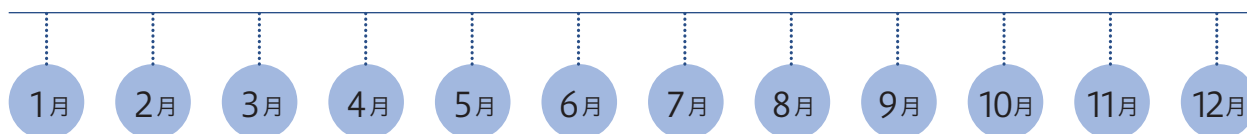
- 原則として以下の方針に基づき分配を行います。

	毎月分配型	1年決算型
決算日	毎月15日 (休業日の場合は翌営業日)	毎年8月15日 (休業日の場合は翌営業日)
分配方針	・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。	
	・ 収益分配金額は、基準価額の水準および市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。	・ 収益分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
	・ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。	

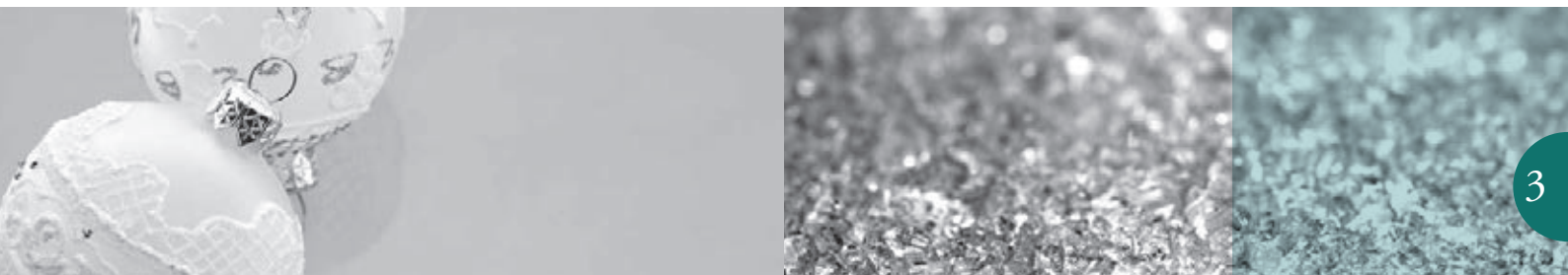
※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

毎月分配型 の分配イメージ

分配金(決算日・毎月15日(休業日の場合は翌営業日))



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



ファンドの目的・特色

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

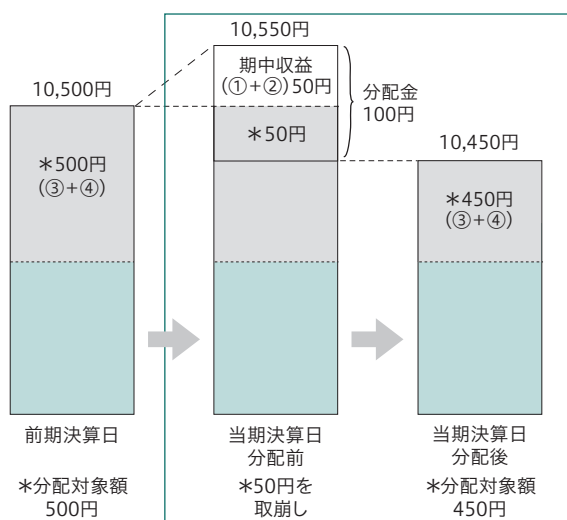
投資信託で分配金が支払われるイメージ



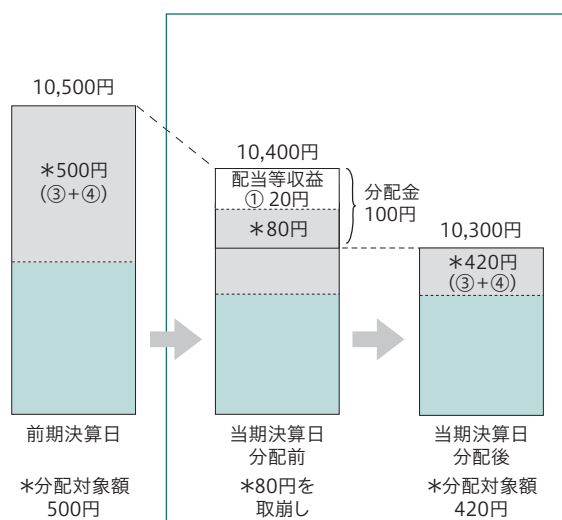
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

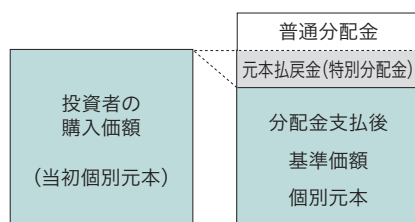


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

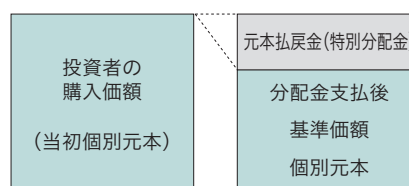
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



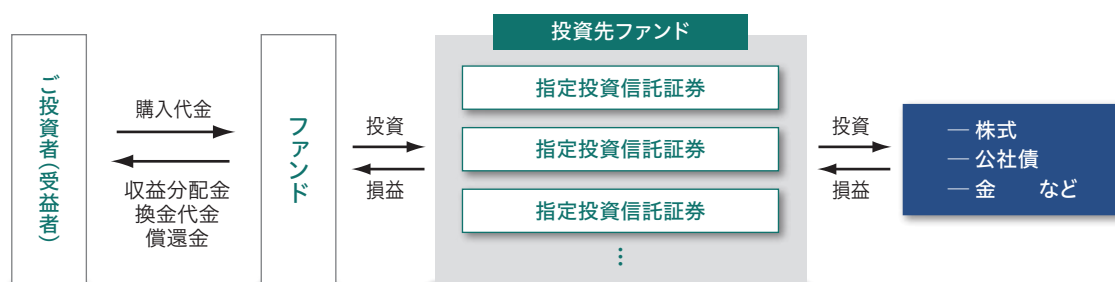
普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額(特別分配金)だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

ファンドの仕組み

- ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、他の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。ファンドでは、指定投資信託証券として後記に掲げる各投資信託を主要投資対象とします。
- 指定投資信託証券は、主に株式に投資を行う投資信託、主に公社債に投資を行う投資信託、主に金に投資もしくは金を対象としたデリバティブ取引を行う投資信託またはこれらの投資方針を有する投資信託（前記の各資産への投資のほか、これらに類する資産への投資、デリバティブ取引等の金融商品を利用するものおよび外貨建資産について為替ヘッジを行うものを含みます。）の受益証券または投資証券とします。なお、指定投資信託証券は委託会社により適宜見直され、前記の選定条件に該当する範囲において変更されることがあります。2021年5月15日現在の各指定投資信託証券の概要につきましては、後記をご覧ください。なお当該概要は今後変更となる場合があります。



資金動向、市況動向等によっては前記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託の受益証券以外の有価証券への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

指定投資信託証券の概要

	名称	主な投資対象・方針	報酬率 ^(注)
1	ピクテ・コア・エクイティ・ファンド (適格機関投資家専用)	世界のメジャー・プレイヤー企業の株式、世界のディフェンシブ企業の株式、世界のテーマ戦略から厳選された企業の株式。投資環境により価格変動リスクを株価指数先物取引でヘッジすること(ヘッジの対象とする株式とは国やセクターが異なる先物を利用する代替ヘッジ取引を含みます。)、為替ヘッジを行うことがあります。	0.66% (税抜0.6%)
2	PGSFグローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド	高配当利回りの世界(新興国を含めます。)の公益株	0.6%
3	PGSFグローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド	高配当利回りの世界(新興国を含めます。)の公益株 原則として為替ヘッジを行います。	0.6%
4	PGSF新興国ハイインカム株式ファンド	新興国の高配当利回り株式	0.6%
5	PGSF新興国株式ボラティリティ低減 ファンド	新興国の高配当利回り株式。相対的にボラティリティの低い ポートフォリオを構築します。	0.6%
6	ピクテ・バイオ医薬品ファンドII (適格機関投資家専用)	世界主要市場のバイオ医薬品関連企業の株式	0.66% (税抜0.6%)
7	ピクテ・プレミアム・ブランド・ファンド (適格機関投資家専用)	世界のプレミアム・ブランド企業の株式。投資環境により株式の 実質組入比率を引き下げること、為替ヘッジを行うことがあります。	0.66% (税抜0.6%)
8	ピクテ日本ナンバーワン・ファンド (適格機関投資家専用)	わが国のナンバーワン企業の株式。投資環境により株式の実質 組入比率を引き下げることがあります。	0.66% (税抜0.6%)
9	ピクテ欧州株式ファンド (適格機関投資家専用)	欧州各国の株式。投資環境により株式の実質組入比率を引き 下げること、為替ヘッジを行うことがあります。	0.66% (税抜0.6%)
10	ピクテ・エコディスカバリー・アロケーション・ ファンド(適格機関投資家専用)	世界の環境関連企業の株式。投資環境により株式の実質組入 比率を引き下げること、為替ヘッジを行うことがあります。	0.66% (税抜0.6%)
11	ピクテ・ロボ・ファンド (適格機関投資家専用)	世界のロボティクス関連企業の株式。投資環境により株式の実質 組入比率を引き下げること、為替ヘッジを行うことがあります。	0.66% (税抜0.6%)
12	ピクテ・セキュリティ・ファンド (適格機関投資家専用)	世界のセキュリティ関連企業の株式。投資環境により株式の実質 組入比率を引き下げること、為替ヘッジを行うことがあります。	0.66% (税抜0.6%)
13	ピクテ - クエスト・グローバル・ エクイティ	世界の株式の中から高質な銘柄に投資	0.6%
14	ピクテ - デジタル	デジタル・コミュニケーション関連(コンテンツ、Eコマース、 ネットワーク・オペレーター等の分野)の株式	0.6%
15	ピクテ - ヨーロピアン・エクイティ・ セレクション	欧州株式	0.6%
16	ピクテ - アジア株式(除く日本)	日本を除くアジアの株式	0.6%
17	ピクテ - グローバル・テーマ・ オポチュニティーズ	世界のメガトレンドに基づくテーマに関連した企業の株式	0.6%
18	ピクテ - USAインデックス	S&P500種指数への連動を目指す	0.6%
19	ピクテ - エマージング・マーケット	新興国株式	0.6%
20	ピクテ - チャイナ・エクイティーズ	中国、香港、台湾の株式	0.6%

	名称	主な投資対象・方針	報酬率 ^(注)
21	ピクテ - インディアン・エクイティーズ	インドの株式	0.6%
22	ピクテ - ニュートリション	世界の農業関連株式	0.6%
23	ピクテ - ティンバー	世界の森林・木材関連の株式	0.6%
24	ピクテ - ヘルス	ヘルス関連株式	0.6%
25	ピクテ - クリーン・エナジー	代替エネルギー関連(太陽光、風力等)の株式	0.6%
26	ピクテ - スマートシティ	世界の都市化関連(交通運輸、インフラ、不動産等)の株式	0.6%
27	ピクテ - ウォーター	世界の水関連株式	0.6%
28	ピクテ - ファミリー	世界の創業者一族が所有する企業の株式	0.6%
29	ピクテ - グローバル・エンバイロメンタル・オポチュニティーズ	世界の環境関連株式	0.6%
30	ピクテ - グローバル・メガトレンド・セレクション	ピクテのテーマ戦略に投資	0.6%
31	ピクテ(CH)ソリューションズ - スイス高配当株式	スイスの高配当企業の株式	0.6%
32	ピクテ(CH)スイス・エクイティーズ	スイスの株式	0.6%
33	ピクテ(CH)スイス・ミッド・スモール・キャップ	スイスの中小型株式	0.6%
34	ピクテ円インカム・セレクト・ファンドII (適格機関投資家専用)	為替ヘッジ後の利回りの高い国の国債に厳選投資 原則として為替ヘッジを行います。	0.66% (税抜0.6%)
35	ピクテ・ハイインカム・ソブリン・ファンド (適格機関投資家専用) 為替ヘッジなしコース	新興国の米ドル建てソブリン債券・準ソブリン債券	0.66% (税抜0.6%)
36	ピクテ・ハイインカム・ソブリン・ファンド (適格機関投資家専用) 為替ヘッジコース	新興国の米ドル建てソブリン債券・準ソブリン債券 原則として為替ヘッジを行います。	0.66% (税抜0.6%)
37	ピクテ優良財政国債券ファンド (適格機関投資家専用)	世界主要先進国のソブリン債券。市場動向等を勘案し、 為替ヘッジを行うことがあります。	0.66% (税抜0.6%)
38	ピクテ・グローバル公益社債ファンド (適格機関投資家専用) 為替ヘッジコース	世界の公益関連企業の債券。原則として為替ヘッジを行います。	0.66% (税抜0.6%)
39	ピクテ新興国社債ファンド (適格機関投資家専用) 為替ヘッジコース	新興国の米ドル建て社債。原則として為替ヘッジを行います。	0.66% (税抜0.6%)
40	PGSF資源国ソブリン・ファンド	世界の資源国のソブリン債券・準ソブリン債券	0.6%

	名称	主な投資対象・方針	報酬率 ^(注)
41	PGSF新興国ソブリン・ファンド	新興国のソブリン債券	0.6%
42	PGSF世界分散債券ファンド	世界の様々な中短期債券(国債、政府機関債、投資適格社債、ハイイールド社債等)	0.6%
43	PGSFアンコンストレインド・フィックスド・インカム	世界の様々な債券や通貨等に投資、絶対収益の獲得を目指す	0.6%
44	ピクテ - ユーロ・ハイ・イールド	ユーロ建てハイ・イールド債券	0.6%
45	ピクテ - USハイ・イールド	米ドル建てハイ・イールド債券	0.6%
46	ピクテ - EURショートターム・ハイ・イールド	ユーロ建て短期ハイ・イールド債券	0.6%
47	ピクテ - ユーロ・ショート・ミッドターム・ボンド	主に残存期間10年未満のユーロ建て債券	0.6%
48	ピクテ - USDショート・ミッドターム・ボンド	主に残存期間10年未満の米ドル建て債券	0.6%
49	ピクテ - アジア・ローカル・カレンシー・デット	アジア新興国の現地通貨建て債券	0.6%
50	ピクテ - エマージング・コーポレート・ボンド	新興国の社債	0.6%
51	ピクテ - ショートターム・エマージング・コーポレート・ボンド	新興国の短期社債	0.6%
52	ピクテ - アブソリュート・リターン・フィックスド・インカム	世界の様々な債券や通貨等に投資、絶対収益の獲得を目指す	0.6%
53	ピクテ - USDガバメント・ボンド	米ドル建て公共債	0.6%
54	ピクテ - EURガバメント・ボンド	ユーロ建て公共債	0.6%
55	ピクテ - ユーロ・コーポレート・ボンド	投資適格のユーロ社債	0.6%
56	ピクテ - ユーロボンド	ユーロ建て債券	0.6%
57	ピクテ - グローバル・フィックスド・インカム・オポチュニティーズ	世界の様々な債券や通貨等に投資し、絶対収益の獲得を目指す	0.6%
58	ピクテ - チャイニーズ・ローカル・カレンシー・デット	中国人民元建て債券	0.6%
59	ピクテ - グローバル・サステイナブル・クレジット	世界のサステイナブル企業の債券に投資	0.6%
60	ピクテ - ストラテジック・クレジット	世界の社債	0.6%
61	ピクテ - ショートターム・マネー・マーケット JPY	円建てでの元本の安定性と短期金融市場金利の確保を目的とし、短期金融商品等に投資	0.3% (上限)

	名称	主な投資対象・方針	報酬率 ^(注)
62	ピクテ・ショートターム・マネー・マーケットUSD	米ドル建てでの元本の安定性と短期金融市場金利の確保を目的とし、短期金融商品等に投資	0.3% (上限)
63	ピクテ・ショートターム・マネー・マーケットEUR	ユーロ建てでの元本の安定性と短期金融市場金利の確保を目的とし、短期金融商品等に投資	0.3% (上限)
64	ピクテ・ショートターム・マネー・マーケットCHF	スイスフラン建てでの元本の安定性と短期金融市場金利の確保を目的とし、短期金融商品等に投資	0.25% (上限)
65	ピクテ(CH)プレシャス・メタル・ファンド - フィジカル・ゴールド	金	0.34% (上限)
66	金融商品取引所に上場(これに準ずるものおよび上場予定等を含みます。)されている投資信託証券(以下「上場投資信託証券」といいます)		銘柄毎に異なるため表示することができません。

(上記2～5、40～43はルクセンブルグ籍外国投資信託の受益証券、1、6～12、34～39は内国証券投資信託の受益証券、13～30、44～64はルクセンブルグ籍外国投資法人の投資証券、31～33、65はスイス籍外国投資信託の受益証券です。“PGSF”は「ピクテ・グローバル・セクション・ファンド」の略称です。)

(注) 報酬率は各指定投資信託証券の純資産総額に対する年率を表示しています。また、上記35、36については換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額の信託財産留保額がかかり、65については申込み・買戻し時に取引コスト相当額が申込価格に付加または買戻価格から控除され、当該ファンドの信託財産に留保されます。その他の指定投資信託証券についても購入・換金時に信託財産留保金またはそれに類する費用が購入価格に付加または換金価格から控除される場合があります。

※上記の内容は、今後変更される場合があります。また、上記の中から投資する投資信託証券を選択するため、投資を行わないものもあります。

上記35、38、39、43については、2021年5月15日現在未設定であり、設定までの間に上記内容が変更されることがあります。

投資リスク

基準価額の変動要因

- ファンドは、実質的に株式、公社債および金等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式、公社債および金等の価格変動等（外国証券には為替変動リスクもあります。）により変動し、下落する場合があります。
- したがって、投資者の皆様は投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

株式投資リスク（価格変動リスク、信用リスク）

- ファンドは、実質的に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動の影響を受けます。
- 株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。

公社債投資リスク（金利変動リスク、信用リスク）

- ファンドは、実質的に公社債に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている公社債の価格変動の影響を受けます。
- 金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が変動するリスクをいいます。一般的に金利が低下した場合には、公社債の価格は上昇する傾向がありますが、金利が上昇した場合には、公社債の価格は下落する傾向があります。
- 信用リスクとは、公社債の発行体の財務状況等の悪化により利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなるリスク（債務不履行）、または債務不履行に陥ると予想される場合に公社債の価格が下落するリスクをいいます。

金の価格変動リスク

- ファンドは、実質的に金に投資または金を対象としたデリバティブ取引を行いますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている金の価格変動の影響を受けます。
- 金の価格は、金の需給の変化や為替レート、金利の変動等の要因により変動します。金の需給は、政治・経済的事由、技術発展、資源開発、生産者や企業の政策、政府の規制・介入、他の金融・商品市場や投機資金の動向等の要因で変動します。また、市場の流動性の低下や取引所が定める値幅制限等により不利な価格で取引を行わなければならない場合があります。



有価証券先物取引等に伴うリスク

- ファンドは、実質的に有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合には、ファンドの基準価額は有価証券先物取引等の価格変動の影響を受けます。

為替に関するリスク・留意点

- 実質組入外貨建資産について、為替ヘッジを行わない場合には、係る外貨建資産は為替変動の影響を受け、円高局面は基準価額の下落要因となります。
- また、為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図る場合がありますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、当該通貨と円との金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。

カントリーリスク

- ファンドが実質的な投資対象地域の一つとする新興国は、一般に政治・経済・社会情勢の変動が先進諸国と比較して大きくなる場合があります。政治不安、経済不況、社会不安が証券市場や為替市場に大きな影響を与えることがあります。その結果、ファンドの基準価額が下落する場合があります。
- 実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化により証券市場や為替市場等に混乱が生じた場合、またはそれらの取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。この他、当該投資対象国・地域における証券市場を取り巻く制度やインフラストラクチャーに係るリスクおよび企業会計・情報開示等に係るリスク等があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスクの管理体制

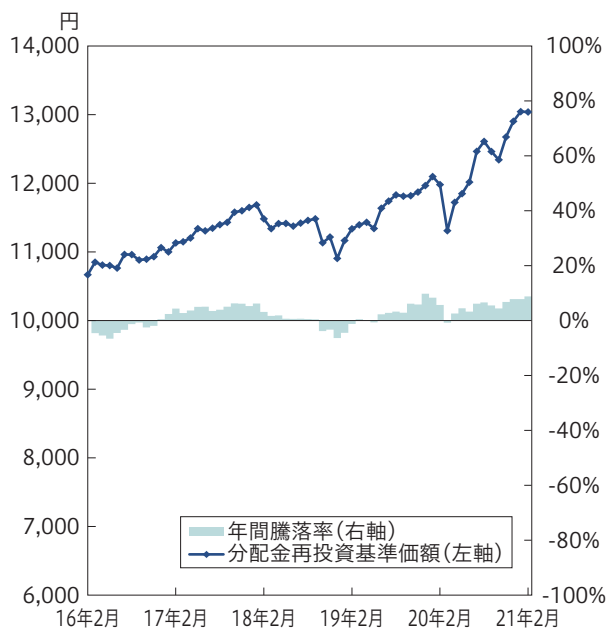
- 運用リスクのモニタリングおよび法令諸規則等の遵守状況のモニタリングは運用部署とは異なる部署が行います。
- モニタリングの結果は上記部署から定期的に運用リスク管理委員会またはコンプライアンス&ビジネスリスク委員会へ報告され、必要に応じ、運用部署その他関連部署へ改善の指示または提案等を行います。

※リスクの管理体制は、2021年3月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

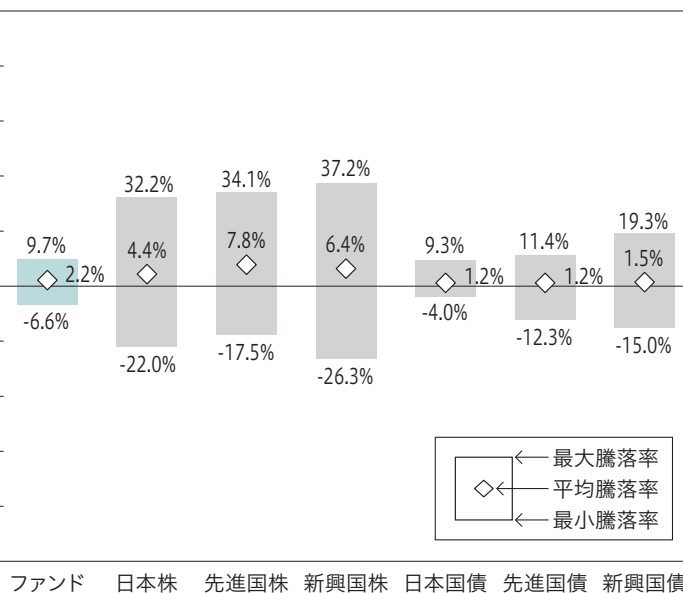
参考情報

毎月分配型

ファンドの年間騰落率
および分配金再投資基準価額の推移



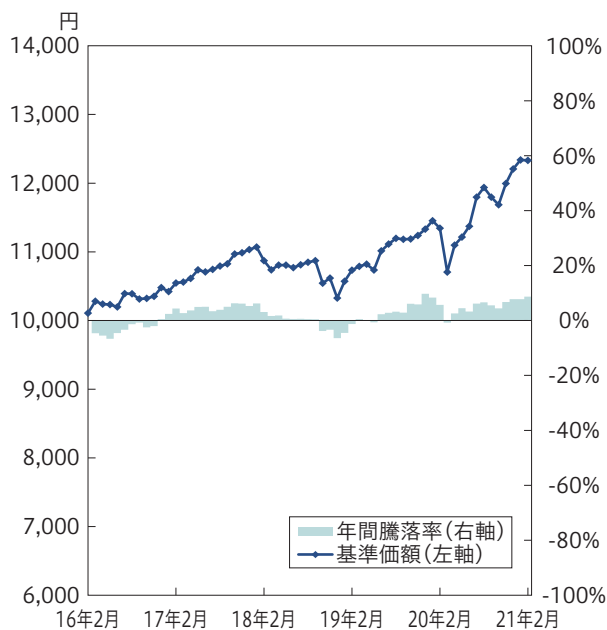
ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較※
(2016年3月～2021年2月)



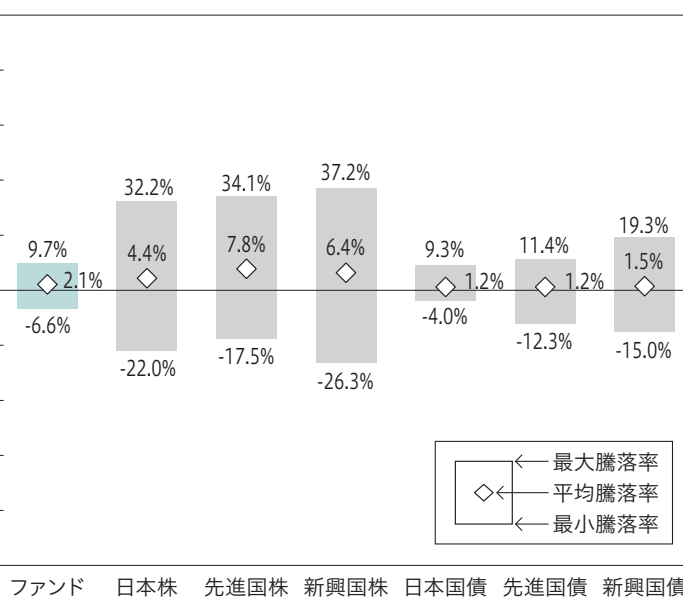
(注)「分配金再投資基準価額」とは、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なります。

1年決算型

ファンドの年間騰落率
および基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較※
(2016年3月～2021年2月)



※グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。2016年3月～2021年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小をファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

各資産クラスについては以下の指数に基づき計算しております。

<各資産クラスの指数>

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
先進国株	MSCIコクサイ指数 (税引前配当込み、円換算)
新興国株	MSCIエマージング・マーケット指数 (税引前配当込み、円換算)
日本国債	NOMURA-BPI国債
先進国債	FTSE世界国債指数 (除く日本、円換算)
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円換算)

(海外の指数は、為替ヘッジをしない投資を想定して、ドルベースの各指数を委託会社が円換算しております。)

— 上記各指数について —

■東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) : 東証株価指数 (TOPIX) は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象とし、浮動株ベースの時価総額加重型で算出された指数で、同指数に関する知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所 (以下「東証」といいます。) に帰属します。東証は、同指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。東証は同指数の算出もしくは公表方法の変更、同指数の算出もしくは公表の停止または同指数の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

■MSCIコクサイ指数 (税引前配当込み) : MSCIコクサイ指数は、MSCI Inc. が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc. に帰属します。

■MSCIエマージング・マーケット指数 (税引前配当込み) : MSCIエマージング・マーケット指数は、MSCI Inc. が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc. に帰属します。

■NOMURA-BPI国債 : NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村証券株式会社に帰属しています。また同社は同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果に関して一切責任を負いません。

■FTSE世界国債指数 (除く日本) : FTSE世界国債指数 (除く日本) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券指数です。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

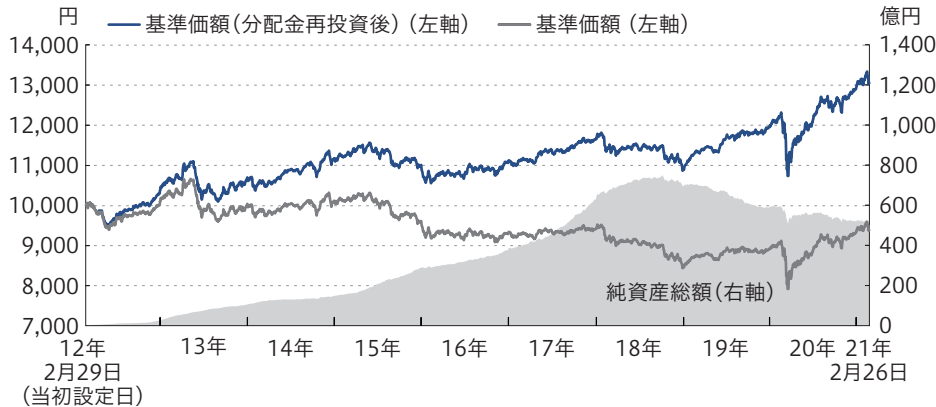
■JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド : JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的な指数です。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

運用実績

2021年2月26日現在

毎月分配型

基準価額・純資産の推移



※基準価額および基準価額(分配金再投資後)は、1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後です。
※基準価額(分配金再投資後)は、購入時手数料等を考慮せず、税引前分配金を再投資した場合の評価額を表します。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

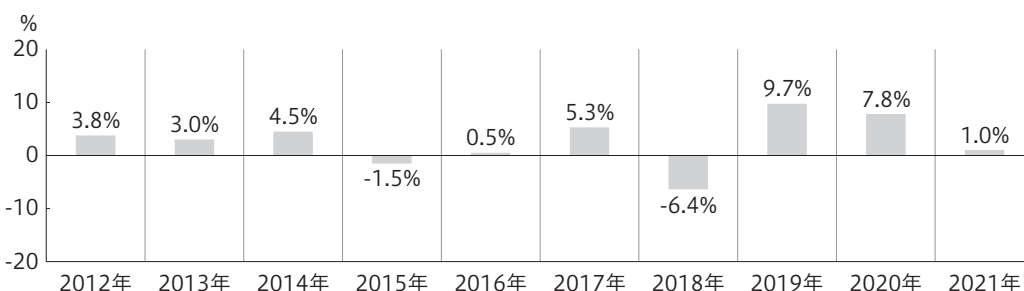
決算期	分配金
第1期～第103期(計)	3,010円
第104期 20年10月	20円
第105期 20年11月	20円
第106期 20年12月	20円
第107期 21年 1月	20円
第108期 21年 2月	20円
直近1年間 累計	260円
設定来 累計	3,110円

主要な資産の状況

■ 資産別構成比

	投資対象資産	投資先ファンド名	構成比
債券	米ドル建て公共債券	ピクテ・USDガバメント・ボンド	18.0%
	ユーロ建て債券	ピクテ・ユーロボンド	7.0%
	優良先進国国債(為替ヘッジ)	ピクテ・円インカム・セレクト・ファンドII(適格機関投資家専用)	4.8%
	中国人民元建て債券	ピクテ・チャイニーズ・ローカル・カレンシー・デット	4.2%
	世界インフレ連動債	iシェアーズ グローバル物価連動国債 UCITS ETF	3.6%
	世界債券通貨絶対収益	ピクテ・グローバル・フィックスド・インカム・オポチュニティーズ	3.4%
	世界サステナブル企業債券	ピクテ・グローバル・サステナブル・クレジット	2.0%
	新興国米ドル建て国債(為替ヘッジ)	ピクテ・ハインカム・ソブリン・ファンド(適格機関投資家専用)為替ヘッジコース	2.0%
株式	世界メジャー・プレイヤー企業株式、ディフェンシブ企業株式、テーマ戦略厳選企業株式	ピクテ・コア・エクイティ・ファンド(適格機関投資家専用)	13.1%
	テーマ戦略	ピクテ・グローバル・メガトレンド・セクション	6.2%
	世界環境関連株式	ピクテ・グローバル・エンパイロメンタル・オポチュニティーズ	5.2%
	新興国株式	ピクテ・エマージング・マーケット	5.1%
	世界バリュー株式	iシェアーズ・エッジMSCIワールド・バリュー・ファクター UCITS ETF	2.8%
	デジタル・コミュニケーション関連企業株式	ピクテ・デジタル	2.1%
	セキュリティ関連企業株式	ピクテ・セキュリティ・ファンド(適格機関投資家専用)	1.9%
	中国株式	Xトラッカーズ・ハーベストCSI 300中国A株 ETF	1.7%
	スイス株式	iシェアーズ・コアSPI ETF (CH)	1.1%
	世界ウォーター関連株式	iシェアーズ グローバル・ウォーター ETF	0.5%
金	金	ピクテ(CH) プレシャス・メタル・ファンドーフィジカル・ゴールド	10.6%

年間収益率の推移



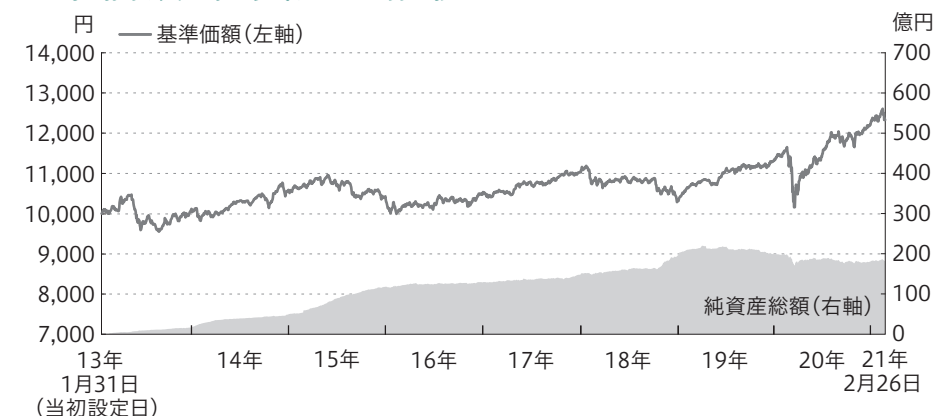
※税引前分配金を再投資した
ものとして計算しています。
2012年は当初設定時
(2012年2月29日)以降、
2021年は2月26日までの
騰落率を表示しています。
ファンドにはベンチマーク
はありません。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。
最新の運用実績は委託会社のホームページ等で確認することができます。

2021年2月26日現在

1年決算型

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後です。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

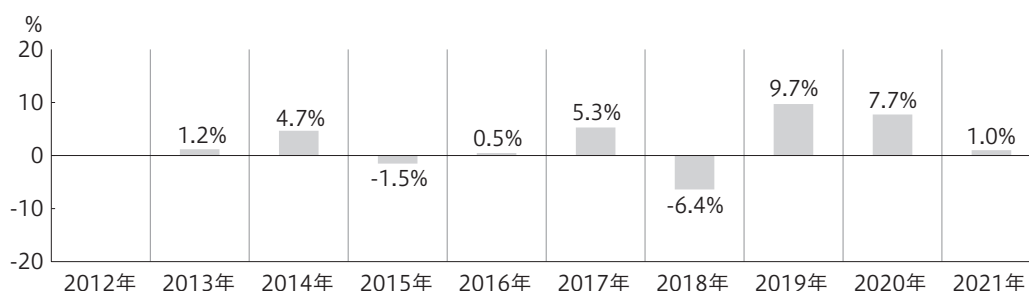
決算期	分配金
第4期 16年 8月	0円
第5期 17年 8月	0円
第6期 18年 8月	0円
第7期 19年 8月	0円
第8期 20年 8月	0円
設定来 累計	0円

主要な資産の状況

■ 資産別構成比

	投資対象資産	投資先ファンド名	構成比
債券	米ドル建て公共債券	ピクテ・USDガバメント・ボンド	17.8%
	ユーロ建て債券	ピクテ・ユーロボンド	6.9%
	優良先進国国債(為替ヘッジ)	ピクテ・円インカム・セレクト・ファンドII(適格機関投資家専用)	4.8%
	中国人民元建て債券	ピクテ・チャイニーズ・ローカル・カレンシー・デット	4.1%
	世界インフレ連動債	iシェアーズ グローバル物価連動国債 UCITS ETF	3.6%
	世界債券通貨絶対収益	ピクテ・グローバル・フィックスド・インカム・オポチュニティーズ	3.2%
	世界サステイナブル企業債券	ピクテ・グローバル・サステイナブル・クレジット	2.0%
	新興国米ドル建て国債(為替ヘッジ)	ピクテ・ハインカム・ソブリン・ファンド(適格機関投資家専用)為替ヘッジコース	2.0%
株式	世界メジャー・プレイヤー企業株式、ディフェンシブ企業株式、テーマ戦略厳選企業株式	ピクテ・コア・エクイティ・ファンド(適格機関投資家専用)	13.3%
	テーマ戦略	ピクテ・グローバル・メガトレンド・セクション	6.2%
	世界環境関連株式	ピクテ・グローバル・エンバイロメンタル・オポチュニティーズ	5.1%
	新興国株式	ピクテ・エマージング・マーケット	5.1%
	世界バリュー株式	iシェアーズ・エッジMSCIワールド・バリュー・ファクター UCITS ETF	2.8%
	デジタル・コミュニケーション関連企業株式	ピクテ・デジタル	2.1%
	セキュリティ関連企業株式	ピクテ・セキュリティ・ファンド(適格機関投資家専用)	1.9%
	中国株式	Xトラックーズ・ハーベストCSI 300中国A株 ETF	1.7%
	スイス株式	iシェアーズ・コアSPI ETF (CH)	1.0%
	世界ウォーター関連株式	iシェアーズ グローバル・ウォーター ETF	0.5%
	金	ピクテ(CH)プレシャス・メタル・ファンドーフィジカル・ゴールド	10.6%

年間収益率の推移



※2013年は当初設定時(2013年1月31日)以降、2021年は2月26日までの騰落率を表示しています。ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。
最新の運用実績は委託会社のホームページ等で確認することができます。

手続・手数料等

お申込みメモ

※販売会社によっては「毎月分配型」または「1年決算型」のいずれか一方のみのお取扱いとなる場合があります。

購入単位	販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める1口の整数倍の単位とします。 (販売会社へのお申込みにあたっては1円の整数倍の単位でお申込みできる場合があります。詳しくは、販売会社にてご確認ください。)
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。 (販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。)
購入の申込期間	2021年5月15日から2021年11月15日までとします。 (上記期間満了前に、委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
購入・換金の 申込不可日	ルクセンブルクの銀行またはロンドンの銀行の休業日においては、購入・換金のお申込みはできません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の 中止および取消し	金融商品取引所および商品市場等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付けを取消すことがあります。
信託期間	[毎月分配型] 2012年2月29日(当初設定日)から無期限とします。 [1年決算型] 2013年1月31日(当初設定日)から無期限とします。
繰上償還	各ファンドにつき、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には信託が終了(繰上償還)となる場合があります。
決算日	[毎月分配型] 毎月15日(休業日の場合は翌営業日)とします。 [1年決算型] 毎年8月15日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	[毎月分配型] 年12回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 [1年決算型] 年1回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※ファンドには収益分配金を受取る「一般コース」と収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。
信託金の限度額	各ファンドにつき、1兆円とします。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	[毎月分配型] 毎年2月、8月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、かつファンドに係る知れている受益者に交付します。 [1年決算型] 毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、かつファンドに係る知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	2.75% (税抜2.5%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を購入価額に乗じて得た額とします。 (詳しくは、販売会社にてご確認ください) 購入時手数料は、投資信託を購入する際の商品等の説明や事務手続等の対価として、販売会社に支払う手数料です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

	毎日、信託財産の純資産総額に年 0.968% (税抜0.88%)の率を乗じて得た額とします。 運用管理費用(信託報酬)は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、「毎月分配型」は毎計算期末または信託終了のとき、「1年決算型」は毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合は当該終了日の翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。 [運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)および役務の内容]		
運用管理費用 (信託報酬)	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.10%	年率0.75%	年率0.03%
	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、各種情報提供等、基準価額の算出等	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等
投資対象とする 投資信託証券	純資産総額の最大年率0.66%(税抜0.6%) (各投資先ファンドの報酬率につきましては前掲の「指定投資信託証券の概要」をご覧ください。上場投資信託証券につきましては銘柄毎に異なります。上記の報酬率は今後変更となる場合があります。)		
実質的な負担	最大年率 1.628% (税抜1.48%)程度 (この値はあくまでも目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況により変動します。)		
その他の費用・手数料	信託事務に要する諸費用(信託財産の純資産総額の年率 0.055% (税抜0.05%)相当を上限とした額)が毎日計上されます。当該諸費用は、監査法人に支払うファンドの財務諸表の監査に係る費用、目論見書、運用報告書等法定の開示書類の作成等に要する費用等です。 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。)*が、そのつど信託財産から支払われます。投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われることがあります。		

※当該費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」について

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2021年3月末日現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



ピクテ・アセット・アロケーション・ファンド (毎月分配型)

愛 称 ノアリザーブ

追加型投信／内外／資産複合

投資信託説明書(請求目論見書)

2021.5.15

ピクテ投信投資顧問株式会社

本書は、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 13 条の規定に基づく目論見書であり、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

本目論見書により行う「ピクテ・アセット・アロケーション・ファンド(毎月分配型)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2021年5月14日に関東財務局長に提出しており、2021年5月15日にその届出の効力が生じております。

発 行 者 名 : ピクテ投信投資顧問株式会社
代 表 者 の 役 職 氏 名 : 代表取締役社長 萩野 琢英
本 店 の 所 在 の 場 所 : 東京都千代田区丸の内二丁目2番1号
有価証券届出書の写し
を縦覧に供する場所 : 該当事項はありません。

目 次

第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
1【ファンドの性格】	3
2【投資方針】	7
3【投資リスク】	13
4【手数料等及び税金】	16
5【運用状況】	19
第2【管理及び運営】	23
1【申込(販売)手続等】	23
2【換金(解約)手続等】	24
3【資産管理等の概要】	25
4【受益者の権利等】	27
第3【ファンドの経理状況】	27
1【財務諸表】	29
2【ファンドの現況】	35
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	35
第三部【委託会社等の情報】	37
第1【委託会社等の概況】	37
1【委託会社等の概況】	37
2【事業の内容及び営業の概況】	37
3【委託会社等の経理状況】	37
4【利害関係人との取引制限】	51
5【その他】	51

<添付>

投資信託約款

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ピクテ・アセット・アロケーション・ファンド(毎月分配型)
(愛称として「ノアリザープ」と称する場合があります。以下「ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます)。委託会社であるピクテ投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

3兆円*を上限とします。

※受益権1口当たりの各発行価格に各発行口数を乗じて得た金額の合計額

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額*とします。

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を計算日における受益権口数で除した金額で、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示しています。基準価額は、組入れた有価証券等の値動きにより日々変動します。

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号 03-3212-1805(受付時間: 委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで) ホームページおよび携帯サイト <https://www.pictet.co.jp>)または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます(略称「ノアリザープ」)。

(5)【申込手数料】

2.75%(税抜2.5%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を発行価格に乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にてご確認ください。

申込手数料には、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)相当額が加算されます。

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は無手数料となります。

※償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6)【申込単位】

販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

詳しくは、販売会社にてご確認ください。

自動購入サービス契約*を利用してのご購入の場合は、当該契約に定める単位にて申込みいただく場合があります。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。また、「自動購入サービス」等の取扱いの有無については、販売会社にご確認ください。

(7)【申込期間】

2021年5月15日から2021年11月15日までとします。

なお、申込期間は上記期間満了前に、委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社の本支店等において申込みの取扱いを行います。販売会社については、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号 03-3212-1805(受付時間: 委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで) ホームページおよび携帯サイト <https://www.pictet.co.jp>)までお問い合わせください。

(9)【払込期日】

受益権の取得申込者は、取得申込みを行った販売会社の定める日までに申込代金(申込金額(発行価格×申込口数)に申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額)を支払うものとします。各取得申込受付日の発行価額の総額は追加信託の行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込代金は、取得申込みを行った販売会社へお支払ください(販売会社については、「(8)申込取扱場所」に記載の委託会社までお問い合わせください)。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12)【その他】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① ファンドは、主に投資信託証券に投資を行い、信託財産の成長と利子・配当等収益の確保を図ることを目的に運用を行います。

信託金の限度額は1兆円です。

- ② ファンドの商品分類※は、追加型投信／内外／資産複合です。

※一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づきます。

<商品分類表(ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。)>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式 債券 不動産投信 その他資産
追加型	海外	
	内外	資産複合

<属性区分表(ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり (部分ヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年2回			
	年4回	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング		
不動産投信	年6回(隔月)			
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式・債券・商品)))	年12回(毎月)		ファンド ・オブ・ ファンズ	なし
資産複合	日々			
	その他			

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<ファンドが該当する商品分類の定義>

商品分類	定義
単位型・追加型	追加型投信
投資対象地域	内外
投資対象資産 (収益の源泉)	資産複合

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

<ファンドが該当する属性区分の定義>

属性区分	定義
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式・債券・商品)))
決算頻度	年12回(毎月)
投資対象地域	グローバル (日本を含む)

目論見書または投資信託約款において、株式、債券および不動産投信以外の資産(ファンド・オブ・ファンズ方式による投資信託証券)を通じて、主として株式、債券および商品(デリバティブを含みます。)に投資する旨の記載があるものをいいます。

目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含みます)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり (部分ヘッジ)	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式、債券および商品(デリバティブを含みます。)を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産は異なります。

(注) ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(<https://www.toushin.or.jp>)で閲覧できます。

③ ファンドの特色

a 主に世界の株式、債券、金など様々な資産に分散投資します

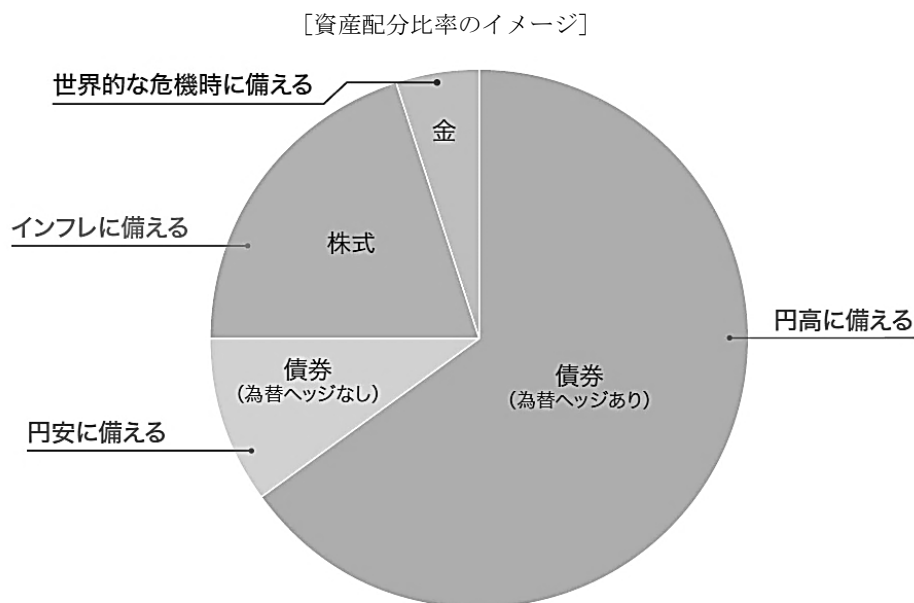
○主に日本を含む世界の株式および公社債ならびに金(デリバティブ取引を含めます。)などに投資します。

※上記の主要投資対象資産への投資は、投資信託証券(外貨建資産について為替ヘッジを行うものを含みます。)への投資を通じて行います。また、投資対象とする投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)は適宜見直されますので、主要投資対象資産は今後変更となる場合があります。

b 市場環境に応じて資産配分を機動的に変更します

○投資にあたっては、委託会社が各資産の収益とそのリスク見通しを分析して投資資産を選択し、その配分比率を決定します。また、組入資産および配分比率については、適宜見直しを行います。

ー ファンド全体の為替リスクをコントロールします。

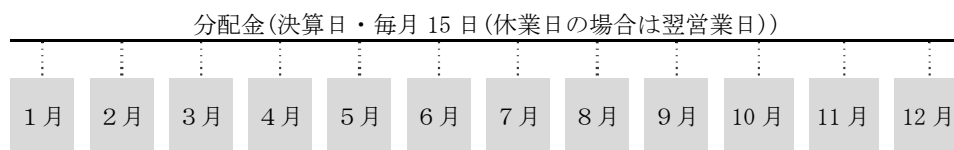


上記図は各資産の配分比率のイメージを示した一例であり、**実際の配分比率とは異なります。**

○外貨建資産については、為替ヘッジが必要と判断した場合は為替ヘッジを行うことがあります。

c 毎月決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います

○毎月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として収益分配方針に基づき分配を行います。



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

○分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

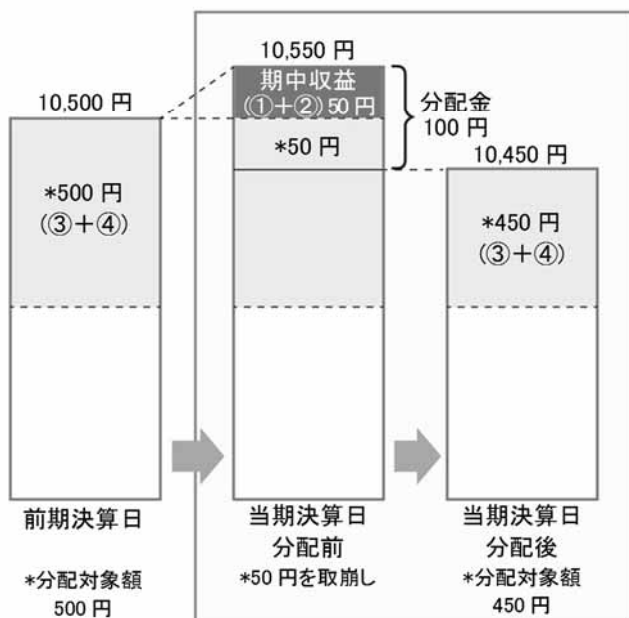
投資信託で分配金が支払われるイメージ



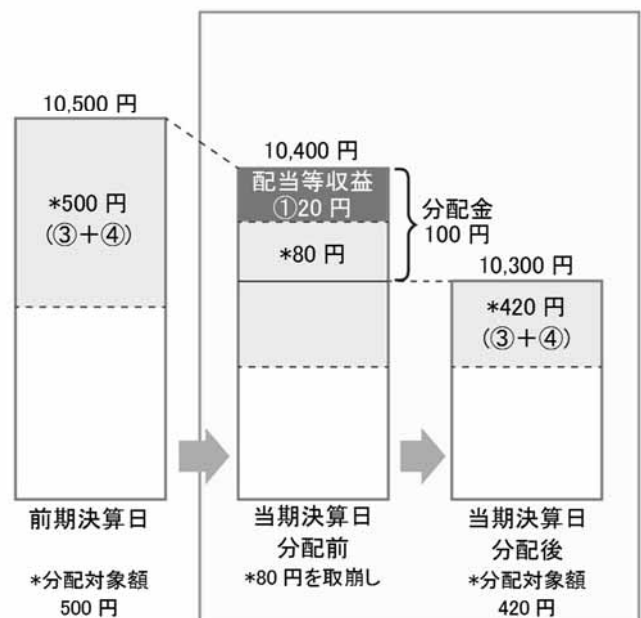
○分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

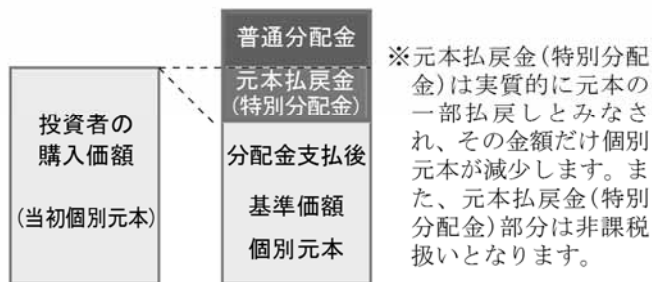


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

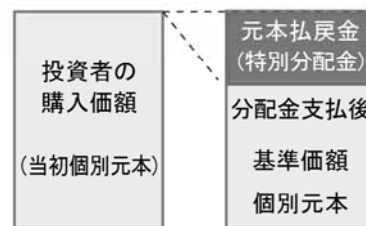
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

○投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後掲「4手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご参照ください。

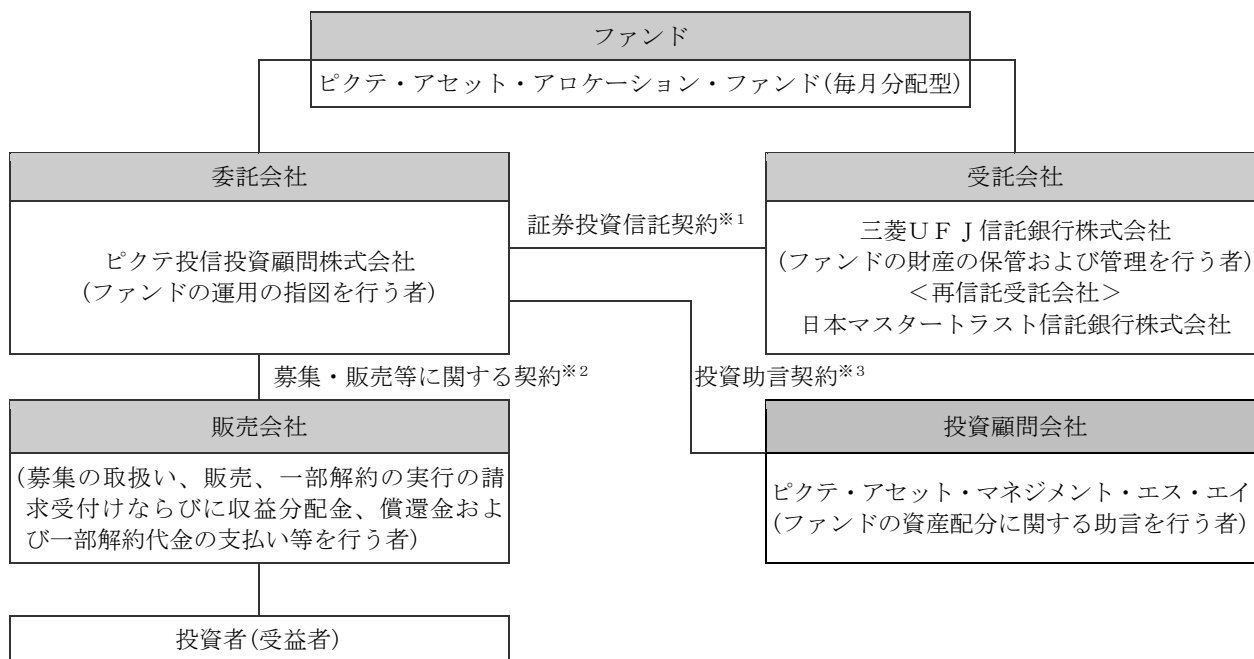
※資金動向、市況動向等によっては前記のような運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

2012年2月29日 信託契約締結、ファンドの設定および運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

① 委託会社およびファンドの関係法人

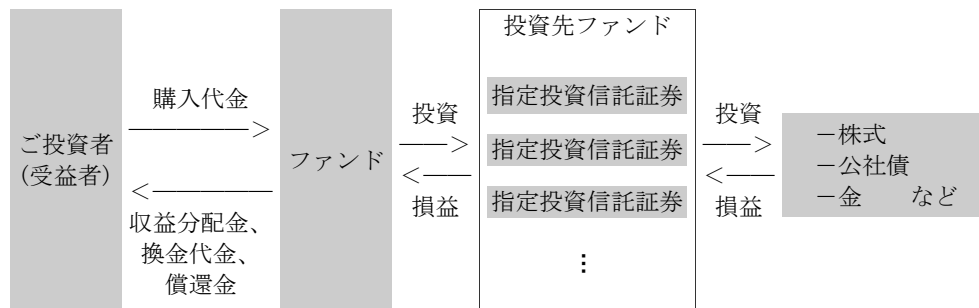


※1 ファンドの投資対象・投資制限、委託会社・受託会社・受益者の権利義務関係等が規定されています。

※2 販売会社が行う募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等について規定されています。

※3 投資助言に係る業務の内容等について規定されています。

○ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、他の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。ファンドでは、指定投資信託証券として後記に掲げる各投資信託を主要投資対象とします。各指定投資信託証券の概要につきましては、後記をご覧ください。



② 委託会社の概況 (2021 年 3 月末日現在)

- ・資本金：2 億円
- ・沿革：1981 年 ピクテ銀行東京駐在員事務所開設
1986 年 ピクテジャパン株式会社設立
1987 年 投資顧問業の登録、投資一任業務の認可取得
1997 年 ピクテ投信投資顧問株式会社に社名変更
1997 年 投資信託委託業務の免許取得
2011 年 大阪事務所開設
現在に至る
- ・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	所有株式比率
ピクテ・アセット・マネジメント・ホールディング・エス・エイ	スイス連邦 1227 ジュネーブ カルージュ アカシア通り 60	普通株式 800 株 A 種優先株式 763 株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

① 基本方針

ファンドは、主に投資信託証券に投資を行い、信託財産の成長と利子・配当等収益の確保を図ることを目的に運用を行います。

② 投資態度

- a 投資信託証券への投資を通じて、主に日本を含む世界の株式および公社債ならびに金(デリバティブ取引を含めます。)など様々な資産に投資することにより信託財産の成長と利子・配当等収益の確保を図ることを目的に運用を行います。
- b 投資信託証券への投資にあたっては、委託会社が各資産の収益とそのリスク見通しを分析して指定投資信託証券の中から選択し、その配分比率を決定します。また、組入資産および配分比率については、適宜見直しを行います。
- c 投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- d 外貨建資産については、為替ヘッジが必要と判断した場合は為替ヘッジを行うことがあります。
- e 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

③ ファンドは、主に株式に投資を行う投資信託、主に公社債に投資を行う投資信託、主に金に投資もしくは金を対象としたデリバティブ取引を行う投資信託またはこれらの投資方針を有する投資信託(前記の各資産への投資のほか、これらに類する資産への投資、デリバティブ取引等の金融商品を利用するものおよび外貨建資産について為替ヘッジを行うものを含みます。)の受益証券または投資証券に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。

(2) 【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)
(a) 有価証券
(b) 金銭債権((a)および(c)に掲げるものに該当するものを除きます。)
(c) 約束手形((a)に掲げるものに該当するものを除きます。)
- b 次に掲げる特定資産以外の資産
(a) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)および次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- a 短期社債等
- b コマーシャル・ペーパー
- c 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a および b の証券または証書の性質を有するもの
- d 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。)

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- a 預金
- b 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- c コール・ローン
- d 手形割引市場において売買される手形

④ ②の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

⑤ その他

- a 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の額について、為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。

⑥ 指定投資信託証券の概要

指定投資信託証券は、主に株式に投資を行う投資信託、主に公社債に投資を行う投資信託、主に金に投資もしくは金を対象としたデリバティブ取引を行う投資信託またはこれらの投資方針を有する投資信託(前記の各資産への投資のほか、これらに類する資産への投資、デリバティブ取引等の金融商品を利用するものおよび外貨建資産について為替ヘッジを行うものを含みます。)の受益証券または投資証券とし、2021年5月15日現在以下のとおりとします。なお、指定投資信託証券は委託会社により適宜見直され、前記の選定条件に該当する範囲において変更されることがあります。また、以下の各指定投資信託証券の内容は今後変更となる場合があります。

	名称	主な投資対象・方針等	報酬率(注)
1	内国証券投資信託 ピクテ・コア・エクイティ・ファンド(適格機関投資家専用)	世界のメジャー・プレイヤー企業の株式、世界のディフェンシブ企業の株式、世界のテーマ戦略から厳選された企業の株式。投資環境により価格変動リスクを株価指数先物取引でヘッジすること(ヘッジの対象とする株式とは国やセクターが異なる先物を利用する代替ヘッジ取引を含みます。)、為替ヘッジを行うことがあります。 ＜委託会社：ピクテ投信投資顧問株式会社＞	0.66% (税抜 0.6%)
2	ルクセンブルグ籍外国投資信託 PGSF グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド (Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Fund)	高配当利回りの世界(新興国を含めます。)の公益株 ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ＞	0.6%
3	ルクセンブルグ籍外国投資信託 PGSF グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド (Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Currency Hedged Fund)	高配当利回りの世界(新興国を含めます。)の公益株。原則として為替ヘッジを行います。 ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ＞	0.6%
4	ルクセンブルグ籍外国投資信託 PGSF 新興国ハイインカム株式ファンド (Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Emerging Equities Fund)	新興国の高配当利回り株式 ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ＞	0.6%
5	ルクセンブルグ籍外国投資信託 PGSF 新興国株式ボラティリティ低減ファンド (Pictet Global Selection Fund - Emerging Equity Lower Volatility Fund)	新興国の高配当利回り株式。相対的にボラティリティの低いポートフォリオを構築します。 ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ＞	0.6%
6	内国証券投資信託 ピクテ・バイオ医薬品ファンドⅡ(適格機関投資家専用)	世界主要市場のバイオ医薬品関連企業の株式 ＜委託会社：ピクテ投信投資顧問株式会社＞	0.66% (税抜 0.6%)
7	内国証券投資信託 ピクテ・プレミアム・ブランド・ファンド(適格機関投資家専用)	世界のプレミアム・ブランド企業の株式。投資環境により株式の実質組入比率を引き下げること、為替ヘッジを行うことがあります。 ＜委託会社：ピクテ投信投資顧問株式会社＞	0.66% (税抜 0.6%)
8	内国証券投資信託 ピクテ日本ナンバーワン・ファンド(適格機関投資家専用)	わが国のナンバーワン企業の株式。投資環境により株式の実質組入比率を引き下げることがあります。 ＜委託会社：ピクテ投信投資顧問株式会社＞	0.66% (税抜 0.6%)

9	内国証券投資信託 ピクテ欧州株式ファンド(適格機関投資家専用)	欧州各国の株式。投資環境により株式の実質組入比率を引き下げること、為替ヘッジを行うことがあります。 ＜委託会社：ピクテ投信投資顧問株式会社＞	0.66% (税抜 0.6%)
10	内国証券投資信託 ピクテ・エコディスカバリー・アロケーション・ファンド(適格機関投資家専用)	世界の環境関連企業の株式。投資環境により株式の実質組入比率を引き下げること、為替ヘッジを行うことがあります。 ＜委託会社：ピクテ投信投資顧問株式会社＞	0.66% (税抜 0.6%)
11	内国証券投資信託 ピクテ・ロボ・ファンド(適格機関投資家専用)	世界のロボティクス関連企業の株式。投資環境により株式の実質組入比率を引き下げること、為替ヘッジを行うことがあります。 ＜委託会社：ピクテ投信投資顧問株式会社＞	0.66% (税抜 0.6%)
12	内国証券投資信託 ピクテ・セキュリティ・ファンド(適格機関投資家専用)	世界のセキュリティ関連企業の株式。投資環境により株式の実質組入比率を引き下げること、為替ヘッジを行うことがあります。 ＜委託会社：ピクテ投信投資顧問株式会社＞	0.66% (税抜 0.6%)
13	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ・クエスト・グローバル・エクイティ (Pictet-Quest Global Equities)	世界の株式の中から高質な銘柄に投資 ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ＞	0.6%
14	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ・デジタル (Pictet-Digital)	デジタル・コミュニケーション関連(コンテンツ、Eコマース、ネットワーク・オペレーター等の分野)の株式 ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ＞	0.6%
15	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ・ヨーロッパ・エクイティ・セレクション (Pictet-European Equity Selection)	欧州株式 ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ＞	0.6%
16	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ・アジア株式(除く日本) (Pictet-Asian Equities Ex Japan)	日本を除くアジアの株式 ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ＞	0.6%
17	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ・グローバル・テーマ・オポチュニティーズ (Pictet-Global Thematic Opportunities)	世界のメガトレンドに基づくテーマに関連した企業の株式 ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ＞	0.6%
18	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ・USAインデックス (Pictet-USA Index)	S&P500 種指数への連動を目指す ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ＞	0.6%
19	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ・エマージング・マーケット (Pictet-Emerging Markets)	新興国株式 ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ＞	0.6%
20	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ・チャイナ・エクイティーズ (Pictet- China Equities)	中国、香港、台湾の株式 ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ＞	0.6%
21	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ・インディアン・エクイティーズ (Pictet-Indian Equities)	インドの株式 ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ＞	0.6%
22	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ・ニュートリション (Pictet-Nutrition)	世界の農業関連株式 ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ＞	0.6%
23	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ・ティンバー (Pictet-Timber)	世界の森林・木材関連の株式 ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ＞	0.6%
24	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ・ヘルス (Pictet-Health)	ヘルス関連株式 ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ＞	0.6%
25	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ・クリーン・エナジー (Pictet-Clean Energy)	代替エネルギー関連(太陽光、風力等)の株式 ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ＞	0.6%
26	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ・スマートシティ (Pictet-SmartCity)	世界の都市化関連(交通運輸、インフラ、不動産等)の株式 ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ＞	0.6%

27	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ - ウォーター (Pictet - Water)	世界の水関連株式 ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメン ト(ヨーロッパ)エス・エイ＞	0.6%
28	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ - ファミリー (Pictet - Family)	世界の創業者一族が所有する企業の株式 ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメン ト(ヨーロッパ)エス・エイ＞	0.6%
29	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ - グローバル・エンバイロメンタル・オポチュニ ティーズ (Pictet - Global Environmental Opportunities)	世界の環境関連株式 ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメン ト(ヨーロッパ)エス・エイ＞	0.6%
30	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ - グローバル・メガトレンド・セクション (Pictet - Global Megatrend Selection)	ピクテのテーマ戦略に投資 ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメン ト(ヨーロッパ)エス・エイ＞	0.6%
31	スイス籍外国投資信託 ピクテ(CH)ソリューションズ - スイス高配当株式 (Pictet CH Solutions - Swiss High Dividend)	スイスの高配当企業の株式 ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメン ト・エス・エイ＞	0.6%
32	スイス籍外国投資信託 ピクテ(CH)スイス - エクイティーズ (Pictet CH - Swiss Equities)	スイスの株式 ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメン ト・エス・エイ＞	0.6%
33	スイス籍外国投資信託 ピクテ(CH)スイス - ミッド・スモール・キャップ (Pictet CH - Swiss Mid Small Cap)	スイスの中小型株式 ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメン ト・エス・エイ＞	0.6%
34	内国証券投資信託 ピクテ円インカム・セレクト・ファンドⅡ(適格機関投 資家専用)	為替ヘッジ後の利回りの高い国の国債に厳選 投資。原則として為替ヘッジを行います。 ＜委託会社：ピクテ投信投資顧問株式会社＞	0.66% (税抜 0.6%)
35	内国証券投資信託 ピクテ・ハイインカム・ソブリン・ファンド(適格機関 投資家専用)為替ヘッジなしコース	新興国の米ドル建てソブリン債券・準ソブリン 債券 ＜委託会社：ピクテ投信投資顧問株式会社＞	0.66% (税抜 0.6%)
36	内国証券投資信託 ピクテ・ハイインカム・ソブリン・ファンド(適格機関 投資家専用)為替ヘッジコース	新興国の米ドル建てソブリン債券・準ソブリン 債券。原則として為替ヘッジを行います。 ＜委託会社：ピクテ投信投資顧問株式会社＞	0.66% (税抜 0.6%)
37	内国証券投資信託 ピクテ優良財政国債券ファンド(適格機関投資家専用)	世界主要先進国のソブリン債券。市場動向等 を勘案し、為替ヘッジを行うことがあります。 ＜委託会社：ピクテ投信投資顧問株式会社＞	0.66% (税抜 0.6%)
38	内国証券投資信託 ピクテ・グローバル公益社債ファンド(適格機関投資家 専用)為替ヘッジコース	世界の公益関連企業の債券。原則として為替 ヘッジを行います。 ＜委託会社：ピクテ投信投資顧問株式会社＞	0.66% (税抜 0.6%)
39	内国証券投資信託 ピクテ新興国社債ファンド(適格機関投資家専用)為替ヘ ッジコース	新興国の米ドル建て社債。原則として為替ヘ ッジを行います。 ＜委託会社：ピクテ投信投資顧問株式会社＞	0.66% (税抜 0.6%)
40	ルクセンブルグ籍外国投資信託 PGSF 資源国ソブリン・ファンド (Pictet Global Selection Fund - Resource-Rich Countries Sovereign Fund)	世界の資源国のソブリン債券・準ソブリン債 券 ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメン ト(ヨーロッパ)エス・エイ＞	0.6%
41	ルクセンブルグ籍外国投資信託 PGSF 新興国ソブリン・ファンド (Pictet Global Selection Fund - Global Emerging Sovereign Fund)	新興国のソブリン債券 ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメン ト(ヨーロッパ)エス・エイ＞	0.6%
42	ルクセンブルグ籍外国投資信託 PGSF 世界分散債券ファンド (Pictet Global Selection Fund - Global Diversified Bond Fund)	世界の様々な中短期債券(国債、政府機関債、 投資適格社債、ハイイールド社債等) ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメン ト(ヨーロッパ)エス・エイ＞	0.6%
43	ルクセンブルグ籍外国投資信託 PGSF アンコンストレインド・フィックスド・インカム (Pictet Global Selection Fund -Unconstrained Fixed Income)	世界の様々な債券や通貨等に投資、絶対収益 の獲得を目指す ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメン ト(ヨーロッパ)エス・エイ＞	0.6%
44	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ - ユーロ・ハイ・イールド (Pictet - EUR High Yield)	ユーロ建てハイ・イールド債券 ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメン ト(ヨーロッパ)エス・エイ＞	0.6%
45	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ - USハイ・イールド (Pictet - US High Yield)	米ドル建てハイ・イールド債券 ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメン ト(ヨーロッパ)エス・エイ＞	0.6%

46	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ - E U R ショートターム・ハイ・イールド (Pictet - EUR Short Term High Yield)	ユーロ建て短期ハイ・イールド債券 ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメン ト(ヨーロッパ)エス・エイ＞	0.6%
47	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ - ユーロ・ショート・ミッドターム・ボンド (Pictet - EUR Short Mid-Term Bonds)	主に残存期間 10 年未満のユーロ建て債券 ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメン ト(ヨーロッパ)エス・エイ＞	0.6%
48	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ - U S D ショート・ミッドターム・ボンド (Pictet - USD Short Mid-Term Bonds)	主に残存期間 10 年未満の米ドル建て債券 ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメン ト(ヨーロッパ)エス・エイ＞	0.6%
49	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ - アジア・ローカル・カレンシー・デット (Pictet - Asian Local Currency Debt)	アジア新興国の現地通貨建て債券 ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメン ト(ヨーロッパ)エス・エイ＞	0.6%
50	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ - エマージング・コーポレート・ボンド (Pictet - Emerging Corporate Bonds)	新興国の社債 ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメン ト(ヨーロッパ)エス・エイ＞	0.6%
51	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ - ショートターム・エマージング・コーポレー ト・ボンド (Pictet-Short Term Emerging Corporate Bonds)	新興国の短期社債 ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメン ト(ヨーロッパ)エス・エイ＞	0.6%
52	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ - アブソリュート・リターン・フィックスド・ インカム (Pictet-Absolute Return Fixed Income)	世界の様々な債券や通貨等に投資、絶対収益 の獲得を目指す ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメン ト(ヨーロッパ)エス・エイ＞	0.6%
53	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ - U S D ガバメント・ボンド (Pictet - USD Government Bonds)	米ドル建て公共債 ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメン ト(ヨーロッパ)エス・エイ＞	0.6%
54	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ - E U R ガバメント・ボンド (Pictet - EUR Government Bonds)	ユーロ建て公共債 ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメン ト(ヨーロッパ)エス・エイ＞	0.6%
55	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ - ユーロ・コーポレート・ボンド (Pictet - EUR Corporate Bonds)	投資適格のユーロ社債 ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメン ト(ヨーロッパ)エス・エイ＞	0.6%
56	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ - ユーロボンド (Pictet - EUR Bonds)	ユーロ建て債券 ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメン ト(ヨーロッパ)エス・エイ＞	0.6%
57	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ - グローバル・フィックスド・インカム・オポチ ュニティーズ (Pictet - Global Fixed Income Opportunities)	世界の様々な債券や通貨等に投資し、絶対収 益の獲得を目指す ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメン ト(ヨーロッパ)エス・エイ＞	0.6%
58	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ - チャイニーズ・ローカル・カレンシー・デット (Pictet - Chinese Local Currency Debt)	中国人民元建て債券 ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメン ト(ヨーロッパ)エス・エイ＞	0.6%
59	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ - グローバル・サステイナブル・クレジット (Pictet - Global Sustainable Credit)	世界のサステイナブル企業の債券に投資 ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメン ト(ヨーロッパ)エス・エイ＞	0.6%
60	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ - ストラテジック・クレジット (Pictet - Strategic Credit)	世界の社債 ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメン ト(ヨーロッパ)エス・エイ＞	0.6%
61	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ - ショートターム・マネー・マーケット J P Y (Pictet - Short-Term Money Market JPY)	円建てでの元本の安定性と短期金融市場金利 の確保を目的とし、短期金融商品等に投資 ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメン ト(ヨーロッパ)エス・エイ＞	0.3% (上限)
62	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ - ショートターム・マネー・マーケット U S D (Pictet - Short-Term Money Market USD)	米ドル建てでの元本の安定性と短期金融市場 金利の確保を目的とし、短期金融商品等に投 資 ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメン ト(ヨーロッパ)エス・エイ＞	0.3% (上限)
63	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ - ショートターム・マネー・マーケット E U R (Pictet - Short-Term Money Market EUR)	ユーロ建てでの元本の安定性と短期金融市場 金利の確保を目的とし、短期金融商品等に投 資 ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメン ト(ヨーロッパ)エス・エイ＞	0.3% (上限)

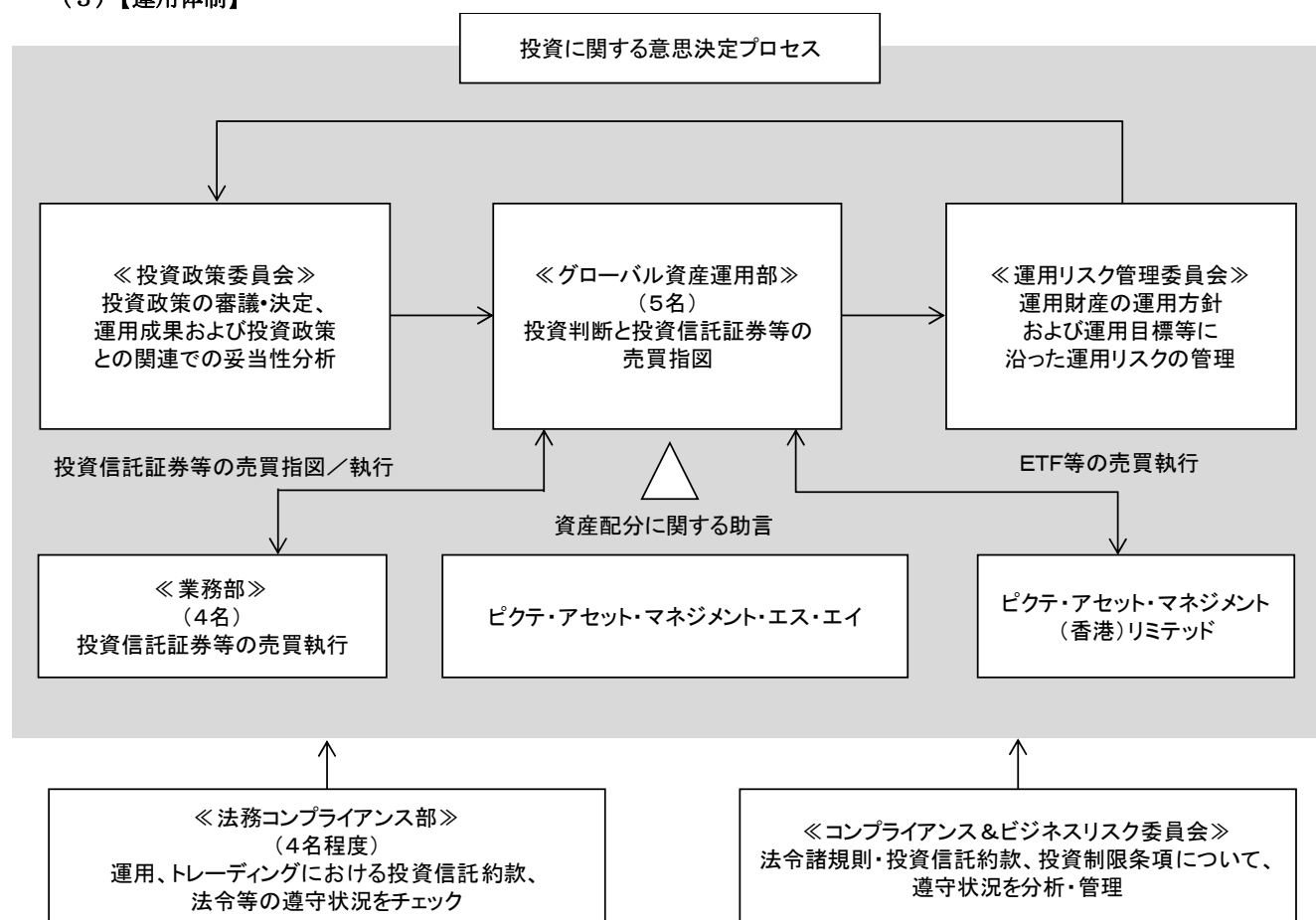
64	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ - ショートターム・マネー・マーケットCHF (Pictet - Short-Term Money Market CHF)	スイスフラン建てでの元本の安定性と短期金融市場金利の確保を目的とし、短期金融商品等に投資 ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ＞	0.25% （上限）
65	スイス籍外国投資信託 ピクテ(CH)プレシャス・メタル・ファンド - フィジカル・ゴールド (Pictet CH Precious Metals Fund - Physical Gold)	金 ＜管理会社：ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ＞	0.34% （上限）
66	金融商品取引所に上場（これに準ずるものおよび上場予定等を含みます。）されている投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます）		銘柄毎に異なるため表示することができません。

（“PGSF”は「ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド」の略称です。）

（注）報酬率は各指定投資信託証券の純資産総額に対する年率を表示しています。また、上記 35、36 については換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額の信託財産留保額がかかり、65 については申込み・買戻し時に取引コスト相当額が申込価格に付加または買戻価格から控除され、当該ファンドの信託財産に留保されます。その他の指定投資信託証券についても購入・換金時に信託財産留保金またはそれに類する費用が購入価格に付加または換金価格から控除される場合があります。

※上記の内容は、今後変更される場合があります。また、上記の中から投資する投資信託証券を選択するため、投資を行わないものもあります。上記 35、38、39、43 については、2021 年 5 月 15 日現在未設定であり、設定までの間に上記内容が変更されることがあります。

（３）【運用体制】



- ・投資政策委員会において、投資政策が審議・決定されます。
- ・モニタリングに関しては、法務コンプライアンス部(4名程度)において、運用・トレーディングの状況、資産の組入れの状況ならびに投資信託約款、投資ガイドラインおよび法令等の遵守状況がチェックされます。また、コンプライアンス&ビジネスリスク委員会において、法令諸規則、投資信託約款および投資制限条項について、その遵守状況が分析・管理されます。運用リスク管理委員会において、運用財産の運用方針および運用目標等に沿って運用リスクの管理が行われます。投資政策委員会においては、前記のほか、運用の成果および投資政策との関連での妥当性が分析されます。これらのモニタリングの結果、必要に応じて、関連部署に指示が出されます。

- ・委託会社においては、運用方針に関する社内規則、運用担当者に関する社内規則およびトレーディングに関する社内規則などのほか、インサイダー取引防止に関する規則等を定め、運用が行われております。
- ・受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っており、また受託会社としての事務遂行力が適宜モニタリングされます。

※運用体制は、2021年3月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

(4)【分配方針】

- ① 毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
 - a 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
 - b 収益分配金額は、基準価額の水準および市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
 - c 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- ② 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - a 分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - b 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- ④ ファンドの決算日
毎月15日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。
- ⑤ 収益分配金のお支払い
収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。
「自動けいぞく投資コース」を申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

- ① 投資信託証券への投資割合(投資信託約款)
制限を設けません。
- ② 投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託の受益証券以外の有価証券への直接投資(投資信託約款)
行いません。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合(投資信託約款)
制限を設けません。
- ④ 同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがロックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。また、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑤ 資金の借入れ(投資信託約款)
 - a 委託会社は、借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - b 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金ならびに有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。
 - c 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

3【投資リスク】

(1)ファンドのリスク

ファンドの投資に当たりましては、以下のようなファンドの運用に関わるリスク等に十分ご留意ください。
ファンドは、実質的に株式、公社債および金等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式、公社債および金等の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。

したがって、投資者の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、収益や投資利回り等も未確定です。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

① 基準価額の変動要因

- a 株式投資リスク(価格変動リスク、信用リスク)
 - ・ファンドは、実質的に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動の影響を受けます。
 - ・株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。
- b 公社債投資リスク(金利変動リスク、信用リスク)
 - ・ファンドは、実質的に公社債に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている公社債の価格変動の影響を受けます。
 - ・金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が変動するリスクをいいます。一般的に金利が低下した場合には、公社債の価格は上昇する傾向がありますが、金利が上昇した場合には、公社債の価格は下落する傾向があります。
 - ・信用リスクとは、公社債の発行体の財務状況等の悪化により利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなるリスク(債務不履行)、または債務不履行に陥ると予想される場合に公社債の価格が下落するリスクをいいます。
- c 金の価格変動リスク
 - ・ファンドは、実質的に金に投資または金を対象としたデリバティブ取引を行いますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている金の価格変動の影響を受けます。
 - ・金の価格は、金の需給の変化や為替レート、金利の変動等の要因により変動します。金の需給は、政治・経済的事由、技術発展、資源開発、生産者や企業の政策、政府の規制・介入、他の金融・商品市場や投機資金の動向等の要因で変動します。また、市場の流動性の低下や取引所が定める値幅制限等により不利な価格で取引を行わなければならない場合があります。
- d 有価証券先物取引等に伴うリスク
 - ・ファンドは、実質的に有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合には、ファンドの基準価額は有価証券先物取引等の価格変動の影響を受けます。
- e 為替に関する留意点・リスク
 - ・実質組入外貨建資産について、為替ヘッジを行わない場合には、係る外貨建資産は為替変動の影響を受け、円高局面は基準価額の下落要因となります。
 - ・また、為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図る場合がありますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、当該通貨と円との金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。
- f カントリーリスク
 - ・ファンドが実質的な投資対象地域の一つとする新興国は、一般に政治・経済・社会情勢の変動が先進諸国と比較して大きくなる場合があります。政治不安、経済不況、社会不安が証券市場や為替市場に大きな影響を与えることがあります。その結果、ファンドの基準価額が下落する場合があります。
 - ・実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化により証券市場や為替市場等に混乱が生じた場合、またはそれらの取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。その他、当該投資対象国・地域における証券市場を取り巻く制度やインフラストラクチャーに係るリスクおよび企業会計・情報開示等に係るリスク等があります。
- g 取引先リスク
 - ・ファンドは、実質的に店頭デリバティブ取引を行うことがありますので、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になるリスクがあります。
- h 流動性リスク
 - ・市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できない場合があります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
- i 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク
 - ・解約によるファンドの資金流出に伴い、ファンドおよび投資先ファンドにおいて保有有価証券等を大量に売却(先物取引等については反対売買)しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落する可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

② その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・ルクセンブルグの銀行またはロンドンの銀行の休業日においては、取得申込みおよび解約請求はできません。
- ・信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
- ・金融商品取引所および商品市場等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みおよび解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申

込みおよび解約請求の受付けを取消すことがあります。その場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして後記の解約価額に準じて計算された価額とします。

- ・ファンドは、受益権の口数が 10 億口を下回ることとなった場合等には、信託契約を解約し償還される場合があります。

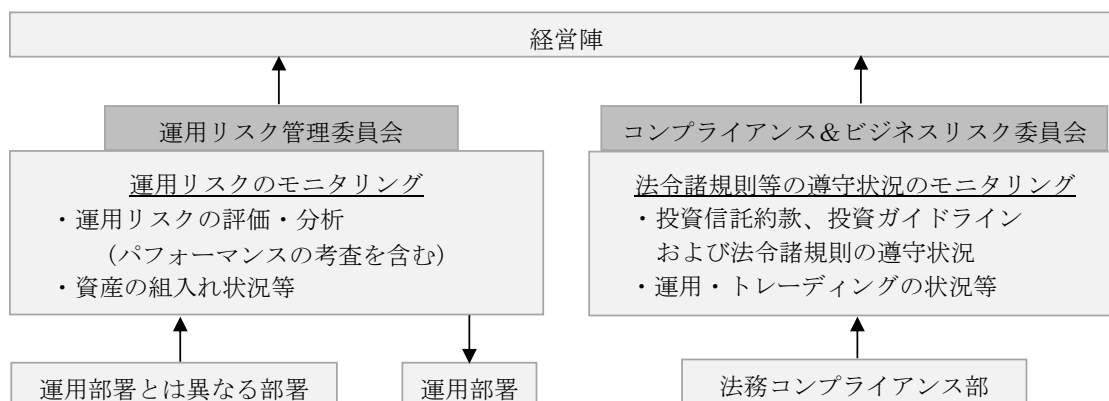
ファンドの取得申込者には、慎重な投資を行うためにファンドの投資目的およびリスク等を認識することが求められます。

(2) リスクの管理体制

委託会社のリスク管理体制は以下のとおりです。

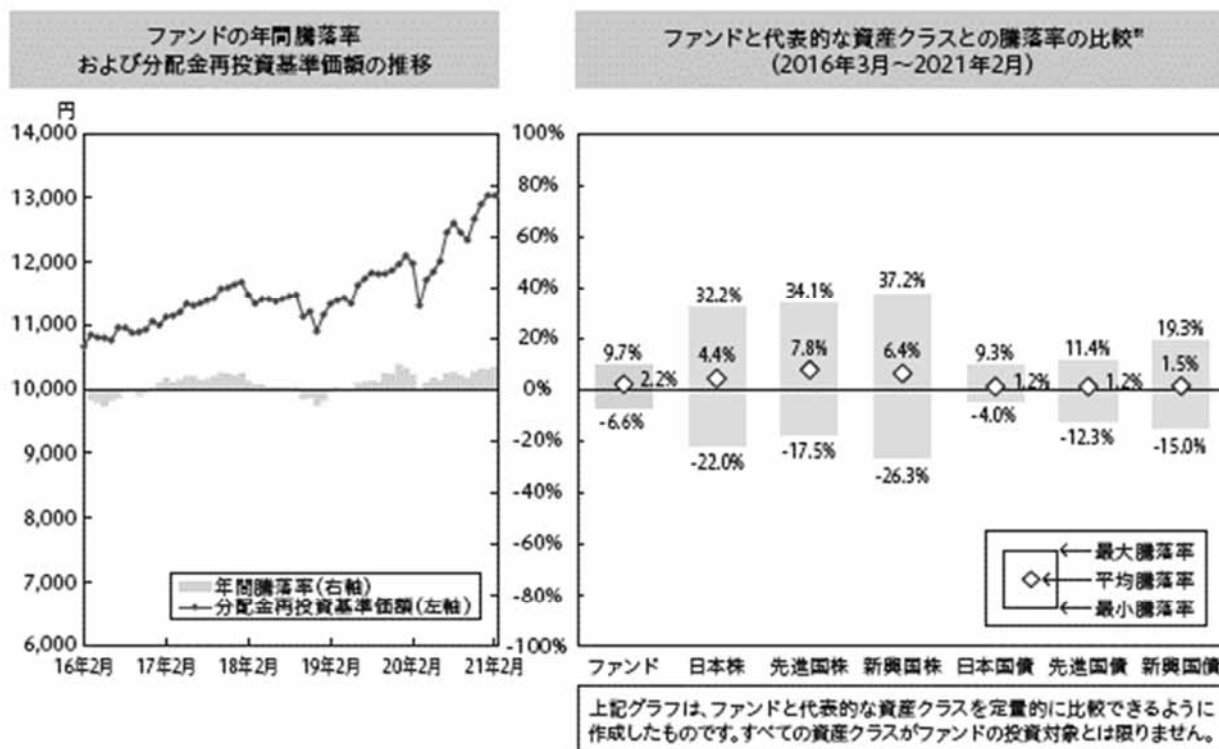
- ファンドの運用におけるリスクの評価・分析(パフォーマンスの考査を含みます。)および資産の組入れの状況等ならびに投資信託約款、投資ガイドライン、法令諸規則の遵守状況および運用・トレーディングの状況等のモニタリングは、運用部署とは異なる部署で行います。
- モニタリングの結果は、上記部署により定期的に運用リスク管理委員会またはコンプライアンス&ビジネスリスク委員会へ報告されると共に、必要に応じて経営陣へも報告されます。また、問題点等が認識された場合は、すみやかに運用部署その他関連部署へ改善の指示または提案等を行います。

＜リスクの管理体制図＞



※リスクの管理体制は、2021 年 3 月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

<参考情報>



(注)「分配金再投資基準価額」とは、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なります。

※2016年3月～2021年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小をファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。各資産クラスについては以下の指数に基づき計算しております。

<各資産クラスの指数>

日本株 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 先進国株 MSCIコクサイ指数(税引前配当込み、円換算)
 新興国株 MSCIエマージング・マーケット指数(税引前配当込み、円換算)
 日本国債 NOMURA-BPI国債
 先進国債 FTSE世界国債指数(除く日本、円換算)
 新興国債 JPMオルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算)

(海外の指数は、為替ヘッジをしない投資を想定して、ドルベースの各指数を委託会社が円換算しております。)

—— 上記各指数について ——

■東証株価指数(TOPIX)(配当込み):東証株価指数(TOPIX)は、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象とし、浮動株ベースの時価総額加重型で算出された指数で、同指数に関する知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)に帰属します。東証は、同指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。東証は同指数の算出もしくは公表方法の変更、同指数の算出もしくは公表の停止または同指数の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。 ■MSCIコクサイ指数(税引前配当込み):MSCIコクサイ指数は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、同指数に対する著作権およびその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 ■MSCIエマージング・マーケット指数(税引前配当込み):MSCIエマージング・マーケット指数は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、同指数に対する著作権およびその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 ■NOMURA-BPI国債:NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また同社は同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果に関して一切責任を負いません。 ■FTSE世界国債指数(除く日本):FTSE世界国債指数(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券指数です。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。 ■JPMオルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド:JPMオルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的な指数です。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

2.75%(税抜2.5%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を発行価格に乗じて得た額とします。詳しくは、販売会社にてご確認ください。

申込手数料には、消費税等相当額が加算されます。

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は無手数料となります。

※償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は、取得申込みの際に販売会社の定める日までに販売会社へ支払うものとします。

申込手数料は、投資信託を購入する際の商品等の説明や事務手続等の対価として、販売会社に支払う手数料です。

(2) 【換金(解約)手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 0.968% (税抜 0.88%) の率を乗じて得た額とします。

＜信託報酬の配分(税抜)および役務の内容＞

委託会社	販売会社	受託会社
年率 0.10%	年率 0.75%	年率 0.03%
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、各種情報提供等、基準価額の算出等	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

上記の信託報酬は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支払いのときに信託財産中から支払います。

＜指定投資信託証券に係る報酬＞

指定投資信託証券(上場投資信託を除く)に係る報酬率は純資産総額の最大年率 0.66% (税抜 0.6%) となっております。

各指定投資信託証券の報酬率につきましては、前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ⑥ 指定投資信託証券の概要」をご参照ください。

※上記の報酬率等は、今後変更となる場合があります。

ファンドの信託報酬率に投資先ファンドに係る報酬率を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率の概算値は、最大年率 1.628% (税抜 1.48%) 程度となります。
ただし、この値はあくまでも目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況により変動します。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷等費用(有価証券届出書、有価証券報告書、投資信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用)、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。委託会社は、係る諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額の年率 0.055% (税抜 0.05%) 相当を上限とした額を、係る諸費用の合計額とみなして、ファンドより受領します。

ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、随時係る諸費用の年率を見直し、前記の額を上限としてこれを変更することができます。また、当該諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上され、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等相当額および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。)が、そのつど信託財産から支払われます。

ファンドにおいて資金借入れを行った場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料および借入金の利息等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われることがあります。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

ファンドは課税上、株式投資信託として取扱われます。受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時における差益(法人の受益者の場合は、個別元本超過額)が課税の対象となります。なお、収益分配金のうちの元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

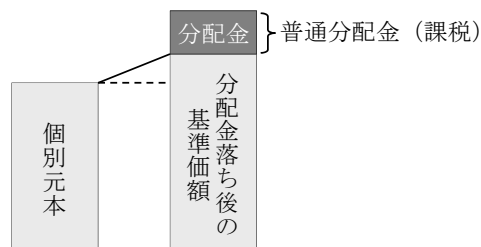
公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

<収益分配金の課税>

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱い(配当所得)となる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分)の区分があります。受益者が収益分配金を受取る際、

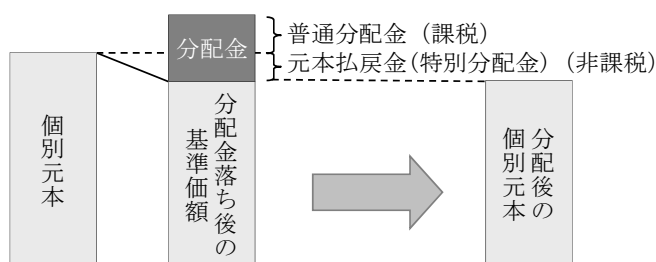
- ① 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

<イメージ図>



- ② 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。
- ③ なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<イメージ図>



<個別元本について>

- ① 個別元本とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)をいいます。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- ④ 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります(元本払戻金(特別分配金)については、前記の「収益分配金の課税」を参照ください)。

<解約時および償還時の課税>

個人の受益者の場合、解約時および償還時における差益が課税対象(譲渡所得とみなされます。)となります。
法人の受益者の場合、解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

<個人の受益者に対する課税>

- ① 収益分配金のうち課税扱い(配当所得)となる普通分配金における源泉徴収の税率は、以下のとおりとなります(原則として、確定申告は不要です。なお、確定申告を行うことにより申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)を選択することもできます)。
- ② 解約時および償還時における差益(譲渡所得とみなして課税されます。)に係る税率は、以下のとおりとなります(特定口座(源泉徴収選択口座)を利用している場合は、原則として、確定申告は不要となります)。

期間	税率
2014年1月1日から 2037年12月31日まで	20.315% (所得税 15%、復興特別所得税 0.315%および地方税 5%)
2038年1月1日以降	20% (所得税 15%および地方税 5%)

<法人の受益者に対する課税>

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収され法人の受取額となります(地方税の源泉徴収はありません)。なお、ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

期間	税率
2014年1月1日から 2037年12月31日まで	15.315% (所得税15%および復興特別所得税0.315%)
2038年1月1日以降	15% (所得税15%)

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」について

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2021年3月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の運用状況は2021年2月26日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	11,220,325,057	21.87
	スイス	6,010,504,590	11.72
	アイルランド	3,558,005,198	6.94
	アメリカ	884,939,392	1.73
	小計	21,673,774,237	42.25
投資証券	ルクセンブルグ	27,242,818,727	53.10
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	—	2,383,413,141	4.65
合計(純資産総額)		51,300,006,105	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約取引	買建	—	2,572,743,020	5.02
	売建	—	26,909,680,240	△52.46

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルグ	投資証券	PICTET-USD GOVERNMENT BONDS-Z	113,119.1369	83,135.319	9,404,194,795	81,721.129	9,244,223,126	18.02
2	日本	投資信託 受益証券	ピクテ・コア・エクイティ・ファンド(適格機関投資家専用)	5,673,542,274	1.21536	6,895,055,925	1.18286	6,710,665,801	13.08
3	スイス	投資信託 受益証券	ピクテ(CH)プレシャス・メタル・ファンドーフィジカル・ゴールド クラスI dy JPY	296,631.0891	18,616.145	5,522,125,883	18,417.915	5,463,324,702	10.65
4	ルクセンブルグ	投資証券	PICTET-EUR BONDS-Z	40,377.1189	91,031.373	3,675,584,751	89,150.953	3,599,658,648	7.02
5	ルクセンブルグ	投資証券	PICTET-GLOBAL MEGATREND SELECTION-Z USD	59,362.5435	54,144.713	3,214,167,873	53,335.373	3,166,123,518	6.17
6	ルクセンブルグ	投資証券	PICTET-GL ENVIRONMTL OPPORTUNITIES-Z USD	60,700.6799	45,456.932	2,759,267,012	43,545.492	2,643,241,456	5.15
7	ルクセンブルグ	投資証券	PICTET-EMERGING MARKETS-Z USD	20,082.7699	133,406.782	2,679,177,816	130,387.872	2,618,549,691	5.10
8	日本	投資信託 受益証券	ピクテ円インカム・セレクト・ファンドII(適格機関投資家専用)	2,961,207,865	0.86362	2,557,299,112	0.83872	2,483,565,036	4.84
9	ルクセンブルグ	投資証券	PICTET-CHINESE LOCAL CURRENCY DEBT-Z RMB	159,759.7346	13,411.742	2,142,656,262	13,437.732	2,146,809,456	4.18

10	アイルランド	投資信託 受益証券	ISHARES GLBL INFL LNKD GOVT	97,000	19,462.87	1,887,898,875	19,114.37	1,854,094,375	3.61
11	ルクセンブルグ	投資証券	ピクテ・グローバル・フィックスド・インカム・オポチュニティーズークラスH Z d y J P Y	138,608.6676	12,708	1,761,438,947	12,423	1,721,935,477	3.36
12	アイルランド	投資信託 受益証券	ISHARES EDGE MSCI WRLD VALUE	391,100	3,618.87	1,415,342,012	3,699.62	1,446,923,337	2.82
13	ルクセンブルグ	投資証券	PICTET-DIGITAL-Z USD	13,237.6355	80,925.31	1,071,259,788	79,678.99	1,054,761,558	2.06
14	ルクセンブルグ	投資証券	PICTET-GL SUSTAINABLE CREDIT-HZ EUR	45,966.8251	23,061.02	1,060,042,056	22,788.51	1,047,515,797	2.04
15	日本	投資信託 受益証券	ピクテ・ハイインカム・ソブリン・ファンズ（適格機関投資家専用）為替ヘッジコース	1,140,660,312	0.9409	1,073,247,287	0.9146	1,043,247,921	2.03
16	日本	投資信託 受益証券	ピクテ・セキュリティ・ファンズ（適格機関投資家専用）	782,396,354	1.4132	1,105,682,527	1.2562	982,846,299	1.92
17	アメリカ	投資信託 受益証券	TRACKERS HARVEST CSI 300 CH	199,541	4,852.43	968,260,231	4,434.87	884,939,392	1.73
18	スイス	投資信託 受益証券	ISHARES CORE SPI CH	34,800	16,056.80	558,776,835	15,723.56	547,179,888	1.07
19	アイルランド	投資信託 受益証券	ISHARES GLOBAL WATER	41,955	6,182.68	259,394,654	6,125.31	256,987,486	0.50

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	42.25
投資証券	53.10
合計	95.35

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等（円）	評価額（円）	投資比率（%）
為替予約取引	米ドル	買建	15,379,000.00	1,615,410,160	1,632,942,220	3.18
	ユーロ	買建	7,274,000.00	932,065,732	939,800,800	1.83
	米ドル	売建	183,168,000.00	19,239,966,720	19,448,778,240	△37.91
	ユーロ	売建	41,322,000.00	5,268,968,220	5,338,802,400	△10.41
	スイスフラン	売建	4,466,000.00	526,764,700	524,353,060	△1.02
	中国オフショア人民元	売建	98,202,000.00	1,598,728,560	1,597,746,540	△3.11

（注）為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

2021年2月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末日の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額（百万円）		1万口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1特定期間末（2012年8月15日）	1,172	1,176	9,718	9,748
第2特定期間末（2013年2月15日）	4,226	4,238	10,282	10,312
第3特定期間末（2013年8月15日）	8,499	8,525	9,771	9,801
第4特定期間末（2014年2月17日）	11,600	11,636	9,802	9,832
第5特定期間末（2014年8月15日）	13,147	13,186	9,943	9,973
第6特定期間末（2015年2月16日）	15,525	15,571	10,102	10,132
第7特定期間末（2015年8月17日）	23,044	23,113	10,020	10,050
第8特定期間末（2016年2月15日）	28,922	29,017	9,174	9,204
第9特定期間末（2016年8月15日）	33,125	33,232	9,314	9,344
第10特定期間末（2017年2月15日）	39,666	39,794	9,280	9,310
第11特定期間末（2017年8月15日）	49,296	49,456	9,282	9,312
第12特定期間末（2018年2月15日）	66,027	66,244	9,117	9,147
第13特定期間末（2018年8月15日）	73,337	73,582	8,984	9,014

第14 特定期間末	(2019 年 2 月 15 日)	70,049	70,290	8,694	8,724
第15 特定期間末	(2019 年 8 月 15 日)	63,116	63,331	8,822	8,852
第16 特定期間末	(2020 年 2 月 17 日)	59,186	59,382	9,045	9,075
第17 特定期間末	(2020 年 8 月 17 日)	55,337	55,458	9,159	9,179
第18 特定期間末	(2021 年 2 月 15 日)	52,640	52,750	9,559	9,579
	2020 年 2 月末日	57,672	—	8,869	—
	3 月末日	54,032	—	8,341	—
	4 月末日	55,399	—	8,616	—
	5 月末日	55,654	—	8,689	—
	6 月末日	55,451	—	8,791	—
	7 月末日	56,044	—	9,098	—
	8 月末日	55,113	—	9,185	—
	9 月末日	53,541	—	9,058	—
	10 月末日	51,997	—	8,950	—
	11 月末日	52,240	—	9,172	—
	12 月末日	52,078	—	9,317	—
	2021 年 1 月末日	51,926	—	9,399	—
	2 月末日	51,300	—	9,375	—

(注) 純資産総額は百万円未満切捨て。分配付きは、各期間末に行われた分配の額を加算しております。

②【分配の推移】

期	期間	1 万口当たりの分配金 (円)
第1 特定期間	2012 年 2 月 29 日～2012 年 8 月 15 日	150 円
第2 特定期間	2012 年 8 月 16 日～2013 年 2 月 15 日	180 円
第3 特定期間	2013 年 2 月 16 日～2013 年 8 月 15 日	180 円
第4 特定期間	2013 年 8 月 16 日～2014 年 2 月 17 日	180 円
第5 特定期間	2014 年 2 月 18 日～2014 年 8 月 15 日	180 円
第6 特定期間	2014 年 8 月 16 日～2015 年 2 月 16 日	180 円
第7 特定期間	2015 年 2 月 17 日～2015 年 8 月 17 日	180 円
第8 特定期間	2015 年 8 月 18 日～2016 年 2 月 15 日	180 円
第9 特定期間	2016 年 2 月 16 日～2016 年 8 月 15 日	180 円
第10 特定期間	2016 年 8 月 16 日～2017 年 2 月 15 日	180 円
第11 特定期間	2017 年 2 月 16 日～2017 年 8 月 15 日	180 円
第12 特定期間	2017 年 8 月 16 日～2018 年 2 月 15 日	180 円
第13 特定期間	2018 年 2 月 16 日～2018 年 8 月 15 日	180 円
第14 特定期間	2018 年 8 月 16 日～2019 年 2 月 15 日	180 円
第15 特定期間	2019 年 2 月 16 日～2019 年 8 月 15 日	180 円
第16 特定期間	2019 年 8 月 16 日～2020 年 2 月 17 日	180 円
第17 特定期間	2020 年 2 月 18 日～2020 年 8 月 17 日	140 円
第18 特定期間	2020 年 8 月 18 日～2021 年 2 月 15 日	120 円

③【収益率の推移】

期	期間	収益率 (%)
第1 特定期間	2012 年 2 月 29 日～2012 年 8 月 15 日	△1.32
第2 特定期間	2012 年 8 月 16 日～2013 年 2 月 15 日	7.66
第3 特定期間	2013 年 2 月 16 日～2013 年 8 月 15 日	△3.22
第4 特定期間	2013 年 8 月 16 日～2014 年 2 月 17 日	2.16
第5 特定期間	2014 年 2 月 18 日～2014 年 8 月 15 日	3.27
第6 特定期間	2014 年 8 月 16 日～2015 年 2 月 16 日	3.41

第7 特定期間	2015 年 2 月 17 日～2015 年 8 月 17 日	0.97
第8 特定期間	2015 年 8 月 18 日～2016 年 2 月 15 日	△6.65
第9 特定期間	2016 年 2 月 16 日～2016 年 8 月 15 日	3.49
第10 特定期間	2016 年 8 月 16 日～2017 年 2 月 15 日	1.57
第11 特定期間	2017 年 2 月 16 日～2017 年 8 月 15 日	1.96
第12 特定期間	2017 年 8 月 16 日～2018 年 2 月 15 日	0.16
第13 特定期間	2018 年 2 月 16 日～2018 年 8 月 15 日	0.52
第14 特定期間	2018 年 8 月 16 日～2019 年 2 月 15 日	△1.22
第15 特定期間	2019 年 2 月 16 日～2019 年 8 月 15 日	3.54
第16 特定期間	2019 年 8 月 16 日～2020 年 2 月 17 日	4.57
第17 特定期間	2020 年 2 月 18 日～2020 年 8 月 17 日	2.81
第18 特定期間	2020 年 8 月 18 日～2021 年 2 月 15 日	5.68

(注) 収益率の計算方法：(特定期間末の基準価額(当該期間の分配金を加算した額)－前特定期間末の基準価額(分配落ち))÷前特定期間末の基準価額(分配落ち)×100

(4) 【設定及び解約の実績】

期	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第1 特定期間	1, 211, 523, 372	4, 766, 341
第2 特定期間	3, 280, 174, 572	376, 074, 202
第3 特定期間	5, 184, 597, 581	597, 350, 168
第4 特定期間	3, 853, 098, 180	716, 095, 688
第5 特定期間	2, 962, 315, 544	1, 575, 291, 803
第6 特定期間	4, 203, 190, 436	2, 056, 738, 501
第7 特定期間	9, 324, 829, 920	1, 695, 631, 966
第8 特定期間	9, 816, 741, 989	1, 287, 627, 329
第9 特定期間	6, 066, 772, 415	2, 029, 847, 710
第10 特定期間	10, 804, 039, 464	3, 623, 922, 500
第11 特定期間	16, 912, 060, 826	6, 546, 182, 016
第12 特定期間	26, 425, 548, 272	7, 110, 853, 365
第13 特定期間	14, 362, 419, 709	5, 151, 602, 936
第14 特定期間	6, 472, 080, 621	7, 538, 425, 835
第15 特定期間	4, 365, 779, 777	13, 387, 896, 687
第16 特定期間	6, 984, 380, 204	13, 094, 168, 221
第17 特定期間	3, 337, 672, 445	8, 359, 119, 469
第18 特定期間	4, 695, 694, 583	10, 044, 910, 621

(注) 設定口数には、当初募集口数を含みます。

基準価額・純資産の推移



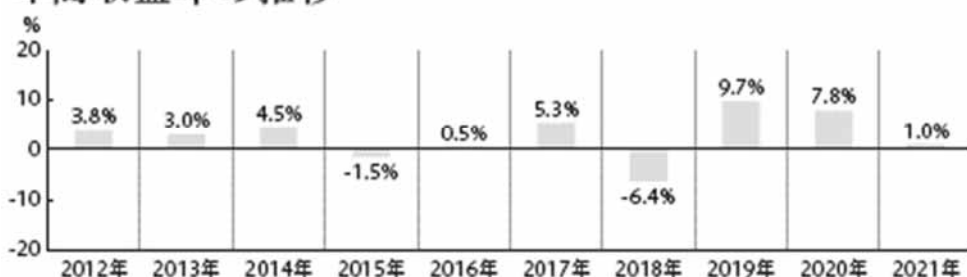
※基準価額および基準価額（分配金再投資後）は、1万口当たり、運用管理費用（信託報酬）控除後です。
 ※基準価額（分配金再投資後）は、購入時手数料等を考慮せず、税引前分配金を再投資した場合の評価額を表します。

主要な資産の状況

■資産別構成比

	投資対象資産	投資先ファンド名	構成比
債券	米ドル建て公共債券	ビクテ-USDガバメント・ボンド	18.0%
	ユーロ建て債券	ビクテ-ユーロボンド	7.0%
	優良先進国国債(為替ヘッジ)	ビクテ円インカム・セレクト・ファンドⅡ(適格機関投資家専用)	4.8%
	中国人民元建て債券	ビクテ-チャイニーズ・ローカル・カレンシー・デット	4.2%
	世界インフレ連動債	iシェアーズグローバル物価連動国債 UCITS ETF	3.6%
	世界債券選定絶対収益	ビクテ-グローバル・フィックス・インカム・オポチュニティーズ	3.4%
	世界サステナブル企業債券	ビクテ-グローバル・サステナブル・クレジット	2.0%
	新興国米ドル建て国債(為替ヘッジ)	ビクテ・ハイインカム・ツプリン・ファンド(適格機関投資家専用)為替ヘッジコース	2.0%
株式	世界メジャー・プレイヤー企業株式、ディフェンシブ企業株式、テーマ戦略厳選企業株式	ビクテ・コア・エクイティ・ファンド(適格機関投資家専用)	13.1%
	テーマ戦略	ビクテ-グローバル・メガトレンド・セレクション	6.2%
	世界環境関連株式	ビクテ-グローバル・エンパイロメンタル・オポチュニティーズ	5.2%
	新興国株式	ビクテ-エマージング・マーケット	5.1%
	世界バリュー株式	iシェアーズ・エッジMSCIワールド・バリュー・ファクター UCITS ETF	2.8%
	デジタル・コミュニケーション関連企業株式	ビクテ-デジタル	2.1%
	セキュリティ関連企業株式	ビクテ・セキュリティ・ファンド(適格機関投資家専用)	1.9%
	中国株式	Xトラッカーズ・ハーベストCSI 300中国A株 ETF	1.7%
	スイス株式	iシェアーズ・コアSPI ETF (CH)	1.1%
	世界ウォーター関連株式	iシェアーズグローバル・ウォーター ETF	0.5%
	金	ビクテ(CH)プレシャス・メタル・ファンド-フィジカル・ゴールド	10.6%

年間収益率の推移



※税引前分配金を再投資した
 ものとして計算しています。
 2012年は当初設定時
 (2012年2月29日)以降、
 2021年は2月26日までの
 騰落率を表示しています。
 ファンドにはベンチマーク
 はありません。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。
 最新の運用実績は委託会社のホームページ等で確認することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

<申込手続き>

- ・ファンドの受益権の取得申込みは、原則として申込期間における毎営業日受付けます。ただし、ルクセンブルグの銀行またはロンドンの銀行の休業日においては、取得申込みの受付は行いません(別に定める契約に基づく収益分配金の再投資に係る追加信託の申込みに限ってこれを受付けるものとします)。

- ・取得申込みの受付は原則として午後3時までとします(取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします)。これら受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとします。
- ・取得申込みに際しては、販売会社所定の方法で申込みください。
- ・収益分配金の受取方法により、取得申込みには次の2コース(販売会社によっては異なる名称が使用される場合があります。)があります。

一般コース	：収益分配金を受取るコース
自動けいぞく投資コース	：収益分配金が税引後無手数料で再投資されるコース

- ・取得申込みを行う投資者は、取得申込みをする際に「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、いずれかのコースを選択するものとします。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。なお、申込済みのコースの変更を行うことは原則としてできません。
 - ・「自動けいぞく投資コース」を選択する場合は、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約※」を締結していただきます。
 - ・販売会社によっては「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を定期的に受取るための「定期引出契約※」を締結することができる場合があります。
- ※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。
- ・取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
 - ・金融商品取引所および商品市場等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

＜申込単位＞

- ・販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。
- ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。
- 詳しくは、販売会社にてご確認ください。
- ・自動購入サービス契約※を利用してのご購入の場合は、当該契約に定める単位にて申込みいただく場合があります。
- ※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。また、「自動購入サービス」等の取扱いの有無については、販売会社にてご確認ください。

＜申込価額＞

- ・取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

＜申込手数料＞

- ・2.75%(税抜2.5%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を申込価額に乗じて得た額とします(申込手数料には、消費税等相当額が加算されます)。
- ※詳しくは、販売会社にてご確認ください。

＜払込期日、払込取扱場所＞

- ・申込代金は、取得申込みを行った販売会社の定める日までに当該販売会社へお支払いください。

2【換金(解約)手続等】

＜換金手続き(解約請求)＞

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に販売会社が定める1口の整数倍の単位をもって解約の実行を請求することができます。なお、販売会社へのお申込みにあたっては1円の整数倍の単位でお申込みできる場合があります。詳しくは、販売会社にてご確認ください。ただし、ルクセンブルクの銀行またはロンドンの銀行の休業日においては、解約請求の受付は行いません。
- ・解約請求の受付は原則として午後3時までとします(解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の請求分とします)。これら受付時間を過ぎてからの請求は翌営業日の取扱いとします。
- ・解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。
- ・金融商品取引所および商品市場等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付を取消すことがあります。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして後記の解約価額に準じて計算された価額とします。

＜解約価額＞

- ・解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額については、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号 03-3212-1805(受付時間: 委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで) ホームページおよび携帯サイト <https://www.pictet.co.jp>)または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます(略称「ノアリザーブ」)。

＜解約手数料＞

- ・ありません。

＜信託財産留保額＞

- ・ありません。

＜解約代金のお支払い＞

- ・解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して7営業日目から販売会社の本・支店等で支払われます。

＜大口解約の制限＞

- ・信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価*して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。))を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。))の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。なお、便宜上、基準価額は1万口あたりに換算した価額で表示しています。

※ファンドの主要投資対象である外国投資信託証券については原則として計算時において知りうる直近の日の1口当たり純資産価格で、内国投資信託証券については原則として計算日における基準価額で、上場投資信託証券については原則として金融商品取引所における計算時において知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについてはそれに準ずる価額)に基づいて評価します。

② 基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

③ 基準価額の照会方法

基準価額は、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号 03-3212-1805(受付時間: 委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで) ホームページおよび携帯サイト <https://www.pictet.co.jp>)または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

また、基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます(略称「ノアリザーブ」)。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、2012年2月29日(当初設定日)から無期限です。

ただし、後記の「(5)その他 ①ファンドの償還」に記載の条件に該当する場合には、信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎月16日から翌月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より2012年3月15日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。))が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

① ファンドの償還

- 委託会社は、信託期間終了前に、ファンドの信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合またはファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときもしくははやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- 委託会社は、aの事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。))を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにファンドの信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、ファンドの信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- bの書面決議において、受益者(委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下cにおいて同じ。))は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- d bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - e bからdまでの規定は、委託会社がファンドの信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、bからdまでに規定するファンドの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。
 - f 委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、ファンドの信託契約を解約し信託を終了させます。
 - g 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「② 投資信託約款の変更等」に記載の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
 - h 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「② 投資信託約款の変更等」に記載の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、前記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 投資信託約款の変更等
- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの投資信託約款を変更することまたはファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、ファンドの投資信託約款は本規定に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 - b 委託会社は、aの事項(aの変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、aの併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、ファンドの投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - c bの書面決議において、受益者(委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下cにおいて同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - d bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - e 書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - f bからeまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - g aからfまでの規定にかかわらず、ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- ③ 反対者の買取請求の不適用
- ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。
- ④ 公告
- 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
- ⑤ 運用報告書の作成
- a 委託会社は、毎年2月、8月の決算時および償還時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書をいいます。)を作成し、かつファンドに係る知れている受益者に交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
 - b 委託会社は、運用報告書(全体版)(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書をいいます。)を作成し、委託会社のホームページ(<https://www.pictet.co.jp>)に掲載します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。
- ⑥ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
- 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。
- ⑦ 関係法人との契約の更改
- 委託会社と販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、期間満了3ヵ月前までに両者いずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4【受益者の権利等】

ファンドの受益権は、その取得口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

「自動けいぞく投資コース」を申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日目までの日)から受益者に支払われます。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の一部解約の実行請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行を、委託会社に請求する権利を有します。

一部解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して7営業日目から支払われます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

- (3) ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(2020年8月18日から2021年2月15日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2021年3月24日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピクテ・アセット・アロケーション・ファンド(毎月分配型)の2020年8月18日から2021年2月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ・アセット・アロケーション・ファンド(毎月分配型)の2021年2月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ピクテ投信投資顧問株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ピクテ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

ピクテ・アセット・アロケーション・ファンド（毎月分配型）

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [2020年 8月 17日現在]	当期 [2021年 2月 15日現在]
資産の部		
流動資産		
預金	2,962,925	500,313
コール・ローン	1,409,790,030	2,885,649,052
投資信託受益証券	27,760,554,698	22,576,233,974
投資証券	26,890,709,487	27,595,305,248
派生商品評価勘定	120,500,187	12,522,556
未収入金	-	350,000,000
流動資産合計	56,184,517,327	53,420,211,143
資産合計	56,184,517,327	53,420,211,143
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	215,266,978	406,308,663
未払金	11,509,468	12,663,847
未払収益分配金	120,831,261	110,132,829
未払解約金	449,535,097	207,386,821
未払受託者報酬	1,676,683	1,464,702
未払委託者報酬	47,505,939	41,499,901
未払利息	3,862	7,905
その他未払費用	799,821	703,171
流動負債合計	847,129,109	780,167,839
負債合計	847,129,109	780,167,839
純資産の部		
元本等		
元本	60,415,630,590	55,066,414,552
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△5,078,242,372	△2,426,371,248
（分配準備積立金）	64,756,315	2,224,992,293
元本等合計	55,337,388,218	52,640,043,304
純資産合計	55,337,388,218	52,640,043,304
負債純資産合計	56,184,517,327	53,420,211,143

（2）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2020年 2月 18日 至 2020年 8月 17日	当期 自 2020年 8月 18日 至 2021年 2月 15日
営業収益		
受取配当金	737,430,629	566,483,851
受取利息	1,509	1,591
有価証券売買等損益	1,374,935,703	2,732,835,906
為替差損益	△256,675,380	△47,354,758
営業収益合計	1,855,692,461	3,251,966,590
営業費用		
支払利息	921,220	837,813
受託者報酬	9,139,973	8,731,901
委託者報酬	258,965,670	247,403,918
その他費用	66,582,415	75,092,260
営業費用合計	335,609,278	332,065,892
営業利益又は営業損失（△）	1,520,083,183	2,919,900,698
経常利益又は経常損失（△）	1,520,083,183	2,919,900,698
当期純利益又は当期純損失（△）	1,520,083,183	2,919,900,698
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	61,598,905	4,354,487
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△6,250,736,548	△5,078,242,372
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,019,411,705	784,618,504
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,019,411,705	784,618,504
剰余金減少額又は欠損金増加額	415,964,323	363,296,006
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	415,964,323	363,296,006
分配金	889,437,484	684,997,585
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△5,078,242,372	△2,426,371,248

(3) 【注記表】
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び投資証券 移動平均法に基づき、投資信託受益証券及び投資証券の時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び投資証券の基準価額、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについてはそれに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約 為替予約の評価は、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条、61 条に基づいて、外貨建取引の記録、及び外貨の売買を処理しております。 特定期間期首の取扱い 信託約款第 31 条により、2020 年 8 月 15 日及びその翌日が休日のため、当特定期間期首を 2020 年 8 月 18 日としております。このため当特定期間は 182 日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 2020 年 8 月 17 日現在	当期 2021 年 2 月 15 日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	65,437,077,614 円	60,415,630,590 円
期中追加設定元本額	3,337,672,445 円	4,695,694,583 円
期中一部解約元本額	8,359,119,469 円	10,044,910,621 円
2. 受益権の総数	60,415,630,590 口	55,066,414,552 口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 5,078,242,372 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 2,426,371,248 円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2020 年 2 月 18 日 至 2020 年 8 月 17 日	当期 自 2020 年 8 月 18 日 至 2021 年 2 月 15 日
分配金の計算過程 第 97 期 (2020 年 2 月 18 日から 2020 年 3 月 16 日まで) 費用控除後の配当等収益額 A 87,913,227 円 費用控除後・繰越欠損金補填後の B 0 円 有価証券売買等損益額 収益調整金額 C 4,933,049,312 円 分配準備積立金額 D 0 円 当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 5,020,962,539 円 当ファンドの期末残存口数 F 64,826,353,195 口 10,000 口当たり収益分配対象額 G=E/F×10,000 774.52 円 10,000 口当たり分配金額 H 30.00 円 収益分配金金額 I=F×H/10,000 194,479,059 円 第 98 期 (2020 年 3 月 17 日から 2020 年 4 月 15 日まで) 費用控除後の配当等収益額 A 130,165,287 円 費用控除後・繰越欠損金補填後の B 0 円 有価証券売買等損益額 収益調整金額 C 4,813,295,536 円 分配準備積立金額 D 0 円 当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 4,943,460,823 円 当ファンドの期末残存口数 F 64,649,050,995 口 10,000 口当たり収益分配対象額 G=E/F×10,000 764.65 円 10,000 口当たり分配金額 H 30.00 円 収益分配金金額 I=F×H/10,000 193,947,152 円 第 99 期 (2020 年 4 月 16 日から 2020 年 5 月 15 日まで) 費用控除後の配当等収益額 A 80,660,858 円 費用控除後・繰越欠損金補填後の B 0 円 有価証券売買等損益額 収益調整金額 C 4,718,674,259 円 分配準備積立金額 D 0 円 当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 4,799,335,117 円 当ファンドの期末残存口数 F 64,228,408,095 口 10,000 口当たり収益分配対象額 G=E/F×10,000 747.23 円 10,000 口当たり分配金額 H 20.00 円	分配金の計算過程 第 103 期 (2020 年 8 月 18 日から 2020 年 9 月 15 日まで) 費用控除後の配当等収益額 A 108,641,260 円 費用控除後・繰越欠損金補填後の B 0 円 有価証券売買等損益額 収益調整金額 C 4,286,667,784 円 分配準備積立金額 D 62,637,867 円 当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 4,457,946,911 円 当ファンドの期末残存口数 F 59,348,761,322 口 10,000 口当たり収益分配対象額 G=E/F×10,000 751.14 円 10,000 口当たり分配金額 H 20.00 円 収益分配金金額 I=F×H/10,000 118,697,522 円 第 104 期 (2020 年 9 月 16 日から 2020 年 10 月 15 日まで) 費用控除後の配当等収益額 A 75,768,511 円 費用控除後・繰越欠損金補填後の B 259,525,837 円 有価証券売買等損益額 収益調整金額 C 4,244,234,542 円 分配準備積立金額 D 51,376,854 円 当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 4,630,905,744 円 当ファンドの期末残存口数 F 58,751,598,020 口 10,000 口当たり収益分配対象額 G=E/F×10,000 788.20 円 10,000 口当たり分配金額 H 20.00 円 収益分配金金額 I=F×H/10,000 117,503,196 円 第 105 期 (2020 年 10 月 16 日から 2020 年 11 月 16 日まで) 費用控除後の配当等収益額 A 62,771,354 円 費用控除後・繰越欠損金補填後の B 36,230,546 円 有価証券売買等損益額 収益調整金額 C 4,148,082,951 円 分配準備積立金額 D 260,429,213 円 当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 4,507,514,064 円 当ファンドの期末残存口数 F 57,385,264,636 口 10,000 口当たり収益分配対象額 G=E/F×10,000 785.46 円 10,000 口当たり分配金額 H 20.00 円

収益分配金金額	I=F×H/10,000	128,456,816 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	114,770,529 円
第100期			第106期		
(2020年5月16日から2020年6月15日まで)			(2020年11月17日から2020年12月15日まで)		
費用控除後の配当等収益額	A	109,864,876 円	費用控除後の配当等収益額	A	67,717,017 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の		0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の		320,471,503 円
有価証券売買等損益額			の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	C	4,607,167,089 円	収益調整金額	C	4,080,341,823 円
分配準備積立金額	D	0 円	分配準備積立金額	D	237,161,946 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,717,031,965 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,705,692,289 円
当ファンドの期末残存口数	F	63,350,732,225 口	当ファンドの期末残存口数	F	56,401,883,739 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	744.58 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	834.29 円
10,000 口当たり分配金額	H	20.00 円	10,000 口当たり分配金額	H	20.00 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	126,701,464 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	112,803,767 円
第101期			第107期		
(2020年6月16日から2020年7月15日まで)			(2020年12月16日から2021年1月15日まで)		
費用控除後の配当等収益額	A	108,553,138 円	費用控除後の配当等収益額	A	73,019,524 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の		0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の		1,081,398,161 円
有価証券売買等損益額			の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	C	4,529,540,759 円	収益調整金額	C	4,024,772,066 円
分配準備積立金額	D	0 円	分配準備積立金額	D	498,396,684 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,638,093,897 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,677,586,435 円
当ファンドの期末残存口数	F	62,510,866,360 口	当ファンドの期末残存口数	F	55,544,871,058 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	741.97 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,022.13 円
10,000 口当たり分配金額	H	20.00 円	10,000 口当たり分配金額	H	20.00 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	125,021,732 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	111,089,742 円
第102期			第108期		
(2020年7月16日から2020年8月17日まで)			(2021年1月16日から2021年2月15日まで)		
費用控除後の配当等収益額	A	100,891,495 円	費用控除後の配当等収益額	A	63,346,248 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の		84,696,081 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の		769,410,309 円
有価証券売買等損益額			の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	C	4,361,937,053 円	収益調整金額	C	4,016,222,450 円
分配準備積立金額	D	0 円	分配準備積立金額	D	1,502,368,565 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,547,524,629 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,351,347,572 円
当ファンドの期末残存口数	F	60,415,630,590 口	当ファンドの期末残存口数	F	55,066,414,552 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	752.69 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,153.38 円
10,000 口当たり分配金額	H	20.00 円	10,000 口当たり分配金額	H	20.00 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	120,831,261 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	110,132,829 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	前期 自 2020 年 2 月 18 日 至 2020 年 8 月 17 日	当期 自 2020 年 8 月 18 日 至 2021 年 2 月 15 日
1. 金融商品に対する取組方針	ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を運用の基本方針を含めた信託約款の規定に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務です。保有する有価証券の詳細は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 これら金融商品には、市場リスク(価格変動リスク、金利リスク、為替リスク)、信用リスク、流動性リスク等があります。デリバティブ取引等を行った場合は信託約款に記載した目的で取引を行っております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用リスクの管理に係る牽制機能を確保するため、運用リスク管理部門は、運用リスク等に関する状況について、運用リスク管理委員会において定期的に報告を行います。同委員会にはその他の部門からの報告も行われ、運用部門の責任者も交え対応が協議されます。 ・市場リスク 構成銘柄の状況やトラッキングエラー、その他必要に応じて各リスク指標などがチェックされます。	同左

	・信用リスク 平均格付けや格付構成などがチェックされます。 ・流動性リスク 構成銘柄の市場での値付状況等がチェックされます。	
--	---	--

II 金融商品の時価等に関する事項

	前期 自 2020 年 2 月 18 日 至 2020 年 8 月 17 日	当期 自 2020 年 8 月 18 日 至 2021 年 2 月 15 日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
4. 金銭債権の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

前期 (2020 年 8 月 17 日現在)

(単位：円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	800,365,551
投資証券	490,884,128
合計	1,291,249,679

当期 (2021 年 2 月 15 日現在)

(単位：円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	385,441,649
投資証券	378,068,604
合計	763,510,253

(デリバティブ取引等に関する注記)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
通貨関連
前期 (2020 年 8 月 17 日現在)

区 分	種 類	契 約 額 等 (円)		時 価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	26,255,441,351	—	26,350,208,142	△94,766,791
	米ドル	19,787,402,026	—	19,673,596,542	113,805,484
	ユーロ	5,632,195,660	—	5,837,968,800	△205,773,140
	中国オフショア人民元	835,843,665	—	838,642,800	△2,799,135
合計		26,255,441,351	—	26,350,208,142	△94,766,791

当期 (2021 年 2 月 15 日現在)

区 分	種 類	契 約 額 等 (円)		時 価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	2,147,191,997	—	2,156,180,070	8,988,073
	米ドル	1,609,174,496	—	1,615,410,160	6,235,664
	ユーロ	538,017,501	—	540,769,910	2,752,409
	売建	26,231,654,020	—	26,634,428,200	△402,774,180
	米ドル	18,884,529,216	—	19,239,966,720	△355,437,504
	ユーロ	5,259,373,251	—	5,268,968,220	△9,594,969
	スイスフラン	525,210,532	—	526,764,700	△1,554,168
	中国オフショア人民元	1,562,541,021	—	1,598,728,560	△36,187,539
合計		28,378,846,017	—	28,790,608,270	△393,786,107

(注) 時価の算定方法

・為替予約取引

- 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - 予約為替の受渡日 (以下、当該日という。) の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - 当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ① 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値を元に算出したレートにより評価しております。
 - ② 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
- 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 (2020 年 8 月 17 日現在)

種類	会社等名称	所 在 地	資本金又は出資金 (CHF)	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (円)	科目	期末残高 (円)
同一の親会社をもつ会社	ピクテアセットマネージメント(ヨーロッパ)エスエー	ルクセンブルグ	8,750,000	ファンド管理会社	—	資産運用の委託契約 資産運用に関するサービスの提供 役員の兼任	ファンド管理手数料の支払 (注1)	61,883,363	未払費用	11,509,468

当期 (2021 年 2 月 15 日現在)

種類	会社等名称	所 在 地	資本金又は出資金 (CHF)	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (円)	科目	期末残高 (円)
同一の親会社をもつ会社	ピクテアセットマネージメント(ヨーロッパ)エスエー	ルクセンブルグ	11,332,000	ファンド管理会社	—	資産運用の委託契約 資産運用に関するサービスの提供 役員の兼任	ファンド管理手数料の支払 (注1)	70,524,122	未払費用	12,663,347

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) Z シェアクラスの投資証券にかかる運用手数料については、ファンドから関連当事者に対して直接支払われています。

(一口当たり情報に関する注記)

	前期 (2020 年 8 月 17 日現在)	当期 (2021 年 2 月 15 日現在)
1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	0.9159 円 (9,159 円)	0.9559 円 (9,559 円)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種 類	通 貨		銘 柄	券面総額（口）	評価額	備考
投資信託 受益証券	円		ピクテ・ハイインカム・ソブリン・ファン ド（適格機関投資家専用）為替ヘッジコース	1,140,660,312	1,073,247,287	
			ピクテ円インカム・セレクト・ファン ドⅡ（適格機関投資家専用）	2,961,207,865	2,557,299,112	
			ピクテ・コア・エクイティ・ファン ド（適格機関投資家専用）	5,673,542,274	6,895,055,925	
			ピクテ・セキュリティ・ファン ド（適格機関投資家専用）	847,048,781	1,197,049,337	
			ピクテ（CH）プレシヤス・メタル・ファン ドーフィジカル・ゴールド クラス I d y J P Y	296,631.0891	5,522,125,883	
	円 小計			10,622,755,863.0891	17,244,777,544	
	米ドル		ISHARES EDGE MSCI WRLD VALUE	391,100	13,320,866.00	
			ISHARES GLBL INFL LNKD GOVT	97,000	17,768,460.00	
			ISHARES GLOBAL WATER	88,955	5,176,736.22	
			XTRACKERS HARVEST CSI 300 CH	199,541	9,113,037.47	
	米ドル 小計			776,596	45,379,099.69 (4,770,250,959)	
	スイスフラン		ISHARES CORE SPI CH	34,800	4,762,032.00	
	スイスフラン 小計			34,800	4,762,032.00 (561,205,471)	
	投資信託受益証券小計			10,623,567,259.0891	22,576,233,974 (5,331,456,430)	
投資証券	円		ピクテ - グローバル・フィックス ド・インカム・オポチュニティー ズークラスH Z d y J P Y	138,608.6676	1,761,438,947	
		円 小計			138,608.6676	1,761,438,947
	米ドル		PICTET-DIGITAL-Z USD	14,926.8950	11,369,069.57	
			PICTET-EMERGING MARKETS-Z USD	19,866.3107	24,953,278.21	
			PICTET-GL ENVIRONMTL OPPORTUNITIES-Z USD	71,494.3858	30,587,443.07	
			PICTET-GLOBAL MEGATREND SELECTION-Z USD	49,740.2467	25,474,964.74	
			PICTET-USD GOVERNMENT BONDS-Z	113,119.1369	88,510,068.66	
		米ドル 小計			269,146.9751	180,894,824.25 (19,015,663,925)
	ユーロ		PICTET-EUR BONDS-Z	40,377.1189	28,459,812.25	
			PICTET-GL SUSTAINABLE CREDIT-HZ EUR	45,966.8251	8,207,836.28	
	ユーロ 小計			86,343.9440	36,667,648.53 (4,672,925,128)	
	中国オフショア人民元		PICTET-CHINESE LOCAL CURRENCY DEBT-Z RMB	159,759.7346	131,049,312.69	

	中国オフショア人民元 小計	159,759.7346	131,049,312.69 (2,145,277,248)	
投資証券小計		653,859.3213	27,595,305,248 (25,833,866,301)	
合計		10,624,221,118.4104	50,171,539,222 (31,165,322,731)	

(注)

1. 各通貨毎の小計欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算の合計額であり内数で表示してあります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託 受益証券 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計額に 対する比率
米ドル	投資信託 4 銘柄	20.1%	—	76.3%
	受益証券			
ユーロ	投資証券 5 銘柄	—	79.9%	15.0%
	投資証券 2 銘柄	—	100.0%	
スイスフラン	投資信託 1 銘柄	100.0%	—	1.8%
	受益証券			
中国オフショア人民元	投資証券 1 銘柄	—	100.0%	6.9%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2021年2月26日現在です。

【純資産額計算書】

I 資産総額	52,831,680,068円
II 負債総額	1,531,673,963円
III 純資産総額（I－II）	51,300,006,105円
IV 発行済口数	54,721,996,163口
V 1万口当たり純資産額（III／IV）	9,375円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 名義書換について

該当事項はありません。

2 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

3 受益権の譲渡

- (1) 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- (2) (1)の申請のある場合には、(1)の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、(1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- (3) (1)の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2021年3月末日現在：2億円

委託会社が発行する株式の総数：20,000株(普通株式：10,000株 A種優先株式：10,000株)

発行済株式総数：1,563株(普通株式：800株 A種優先株式：763株)

最近5年における資本金の額の増減：2018年10月10日付で2億円から14億円に増加

2018年12月7日付で14億円から2億円に減少

(2) 委託会社の機構

① 経営の意思決定機構

株主総会で選任された取締役および監査役で構成される取締役会が設置されています。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を含む企業運営方針を決定し、取締役の職務の執行を監督します。また、取締役会の定めた経営方針・経営計画に基づく業務執行の意思決定（取締役会の専権事項を除く。）を行う機関として、取締役会で選任された経営会議メンバーで構成される経営会議が設置されています。代表取締役は経営会議メンバーの業務を統括し、指揮監督します。

② 投資運用の意思決定機構

運用部門、プロダクト部門およびコンプライアンス部門の代表者を主要メンバーとして構成される投資政策委員会において、投資政策の審議・決定ならびにその運用の成果および投資政策との関連での妥当性を分析します。投資政策委員会において決定された信託財産の投資政策に基づき、運用部門が運用の指図を行います。運用の指図に関する権限を外部の投資顧問会社に委託することまたは外部の投資顧問会社からの助言を受けることがあります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業、第一種金融商品取引業の一部、第二種金融商品取引業の一部および付随業務の一部を行っています。2021年3月末日現在、委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額は次のとおりです(ただし、マザーファンドを除きます)。

種類	本数	純資産総額(円)
追加型株式投資信託	119	2,139,382,254,520
単位型株式投資信託	26	84,926,215,837
合計	145	2,224,308,470,357

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度(2020年1月1日から2020年12月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2021年3月12日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピクテ投信投資顧問株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ投信投資顧問株式会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 35 期 (2019 年 12 月 31 日現在)	第 36 期 (2020 年 12 月 31 日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	4,506,488	5,682,471
前払費用	78,871	83,085
未収委託者報酬	2,295,464	2,752,470
未収収益	448,435	357,055
関係会社未収入金	-	47,462
その他	13,874	9,481
流動資産計	7,343,134	8,932,026
固定資産		
有形固定資産		
建物付属設備	※ 1 187,123	174,567
器具備品	※ 1 122,817	145,253
有形固定資産合計	309,941	319,820
無形固定資産		
ソフトウェア	36,066	22,211
その他	831	831
無形固定資産合計	36,898	23,043
投資その他の資産		
投資有価証券	5,433	7,035
長期差入保証金	286,676	286,676
繰延税金資産	891,796	870,386
投資その他の資産合計	1,183,907	1,164,099
固定資産計	1,530,747	1,506,963
資産合計	8,873,881	10,438,989

(単位：千円)

	第 35 期 (2019 年 12 月 31 日現在)	第 36 期 (2020 年 12 月 31 日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	25,546	27,859
未払金		
未払手数料	1,272,877	1,561,855
その他未払金	382,635	416,336
未払法人税等	337,277	464,835
賞与引当金	1,081,528	954,110
その他	116,692	258,778
流動負債合計	3,216,556	3,683,775
固定負債		
関係会社長期借入金	2,400,000	2,400,000
退職給付引当金	140,138	141,403
資産除去債務	81,736	81,933
固定負債合計	2,621,875	2,623,337
負債合計	5,838,431	6,307,113
純資産の部		
株主資本		
資本金	200,000	200,000
利益剰余金		
利益準備金	50,000	50,000
その他利益剰余金	2,784,524	3,879,839
繰越利益剰余金	2,784,524	3,879,839
利益剰余金合計	2,834,524	3,929,839
株主資本合計	3,034,524	4,129,839
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	925	2,036
評価・換算差額等合計	925	2,036
純資産合計	3,035,449	4,131,876
負債・純資産合計	8,873,881	10,438,989

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第 35 期 (自 2019 年 1 月 1 日 至 2019 年 12 月 31 日)	第 36 期 (自 2020 年 1 月 1 日 至 2020 年 12 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	16,420,074	19,659,986
その他営業収益	1,487,877	1,799,020
営業収益計	17,907,952	21,459,006
営業費用		
支払手数料	9,941,917	12,156,102
広告宣伝費	344,051	356,996
調査費		
調査費	184,540	164,855
委託調査費	1,459,077	1,564,499
委託計算費	405,398	413,072
営業雑経費		
通信費	67,770	68,967
印刷費	290,584	271,550
諸会費	12,802	27,913
図書費	2,981	2,951
諸経費	5,831	5,017
営業費用計	12,714,954	15,031,926
一般管理費		
給料		
役員報酬	122,116	94,766
給料・手当	1,865,795	1,936,929
賞与	376,353	361,248
賞与引当金繰入	1,037,268	814,890
旅費交通費	151,720	36,115
租税公課	71,096	85,636
不動産賃借料	354,515	373,422
退職給付費用	56,799	147,225
固定資産減価償却費	78,558	76,435
消耗器具備品費	34,152	18,858
人材採用費	29,741	32,134
修繕維持費	30,152	29,166
諸経費	214,632	184,990
一般管理費計	4,422,905	4,191,820
営業利益	770,092	2,235,259
営業外収益		
受取利息	22	31
法人税等還付加算金	956	47
受取配当金	976	1,044
為替差益	-	2,332
その他	703	492
営業外収益計	2,659	3,947
営業外費用		
支払利息	45,625	45,750
その他	3	-
営業外費用計	45,628	45,750
経常利益	727,123	2,193,457
特別損失	-	2,494
雑損失	-	2,494
税引前当期純利益	727,123	2,190,963
法人税、住民税及び事業税	341,559	574,568
法人税等調整額	△106,783	20,919
法人税等合計額	234,775	595,488
当期純利益	492,347	1,595,474

※ 1

※ 2

(3) 【株主資本等変動計算書】

第 35 期(自 2019 年 1 月 1 日 至 2019 年 12 月 31 日)

(千円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益 準備金	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
			繰越利益 剰余金					
当期首残高	200,000	50,000	2,292,176	2,342,176	2,542,176	62	62	2,542,239
当期変動額								
当期純利益	-	-	492,347	492,347	492,347	-	-	492,347
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	862	862	862
当期変動額合計	-	-	492,347	492,347	492,347	862	862	493,209
当期末残高	200,000	50,000	2,784,524	2,834,524	3,034,524	925	925	3,035,449

第 36 期(自 2020 年 1 月 1 日 至 2020 年 12 月 31 日)

(千円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益 準備金	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
			繰越利益 剰余金					
当期首残高	200,000	50,000	2,784,524	2,834,524	3,034,524	925	925	3,035,449
当期変動額								
剰余金の配当	-	-	△500,160	△500,160	△500,160	-	-	△500,160
当期純利益	-	-	1,595,474	1,595,474	1,595,474	-	-	1,595,474
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	1,111	1,111	1,111
当期変動額合計	-	-	1,095,314	1,095,314	1,095,314	1,111	1,111	1,096,425
当期末残高	200,000	50,000	3,879,839	3,929,839	4,129,839	2,036	2,036	4,131,876

重要な会計方針

区分	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 其他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換 算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当期負担分を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職金に充てるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異は、その発生年度に一括損益処理しています。
5. その他財務諸表作成のための基本となる 重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

未適用の会計基準等

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2020 年 3 月 31 日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014 年 5 月に「顧客との契約から生じる収益」(IASB においては IFRS 第 15 号、FASB においては Topic606)を公表しており、IFRS 第 15 号は 2018 年 1 月 1 日以降開始する事業年度から、Topic606 は 2017 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針とあわせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発に当たって基本的な方針として、IFRS 第 15 号と整合性を図る便益の 1

つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS 第 15 号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めるととされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき事項がある場合は、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取り扱いを追加することとされております。

(2)適用予定日

2022 年 12 月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2019 年 7 月 4 日 企業会計基準委員会)

(1)概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、公正価値測定に関して会計基準の開発を行い、2011 年 5 月に「公正価値測定」(IASB においては IFRS 第 13 号、FASB においては Topic820)を公表しており、IFRS 第 13 号は 2013 年 1 月 1 日以降開始する事業年度から、Topic820 は 2011 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針とあわせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発に当たっての基本的な方針として、IFRS 第 13 号の定めを基本的にすべて取り入れることとされています。ただし、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別事項に対するその他の取扱いを定めることとされています。

(2)適用予定日

2022 年 12 月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

3. 会計上の見積りの開示に関する会計基準等

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第 31 号 2020 年 3 月 31 日)

(1)概要

国際会計基準審議会 (IASB) が 2003 年に公表した国際会計基準 (IAS) 第 1 号「財務諸表の表示」(以下「IAS 第 1 号」) 第 125 項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準 (以下「本会計基準」) が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則 (開示目的) を示したうえで、具体的には開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS 第 1 号第 125 項の定めを参考とすることとしたものです。

(2)適用予定日

2021 年 12 月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

4. 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第 24 号 2020 年 3 月 31 日)

(1)概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改訂を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解 (注 1-2) の定めを引き継ぐこととされております。

(2)適用予定日

2021 年 12 月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

第 35 期 (2019 年 12 月 31 日現在)		第 36 期 (2020 年 12 月 31 日現在)	
※ 1	有形固定資産の減価償却累計額	※ 1	有形固定資産の減価償却累計額
	建物付属設備		建物付属設備
	321,546 千円		345,643 千円
	器具備品		器具備品
	285,681 千円		320,878 千円

(損益計算書関係)

第 35 期 自 2019 年 1 月 1 日 至 2019 年 12 月 31 日	第 36 期 自 2020 年 1 月 1 日 至 2020 年 12 月 31 日
※ 1 従業員及び役員の賞与であります。	※ 1 従業員及び役員の賞与であります。
※ 2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。	※ 2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。
支払利息 45,625 千円	支払利息 45,750 千円

(株主資本等変動計算書関係)

第 35 期(自 2019 年 1 月 1 日 至 2019 年 12 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第 35 期事業年度期首 株式数 (株)	第 35 期 増加株式数 (株)	第 35 期 減少株式数 (株)	第 35 期事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800
A 種優先株式	763	-	-	763
合計	1,563	-	-	1,563

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

第 36 期(自 2020 年 1 月 1 日 至 2020 年 12 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第 36 期事業年度期首 株式数 (株)	第 36 期 増加株式数 (株)	第 36 期 減少株式数 (株)	第 36 期事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800
A 種優先株式	763	-	-	763
合計	1,563	-	-	1,563

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1 株当たり配当金 (円)	基準日	効力発生日
2020 年 6 月 18 日	普通株式	256,000	利益剰余金	320,000	2020 年 3 月 31 日	2020 年 6 月 26 日
	A 種優先株式	244,160		320,000		

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第 35 期(自 2019 年 1 月 1 日 至 2019 年 12 月 31 日)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1 年内	286,741 千円
1 年超	72,791 千円
合計	359,533 千円

第 36 期(自 2020 年 1 月 1 日 至 2020 年 12 月 31 日)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1 年内	47,422 千円
1 年超	25,368 千円
合計	72,791 千円

(金融商品に関する注記)

第35期(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

余剰資金については銀行預金(当座預金、普通預金、定期預金又は信託預金等)で運用しております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

銀行預金は、本邦銀行に預け入れているものがあります。本邦銀行に預け入れているものは、その元本が預金保険制度の対象となっております。

営業債権である未収委託者報酬は、信託銀行により分別保管されている投資信託の信託財産から直接支弁されるので信用リスクは発生せず、また投資信託の決算日までに信託財産が減少し委託者報酬が支払えなくなるというマーケットリスクは非常に低いものと考えております。

営業債務である未払手数料は、回収不能となるリスクの非常に低い委託者報酬の入金後、これを原資に支払いをおこなうので、支払不能となる流動性リスクは非常に低いものと考えております。また、その他未払金については、その債務を履行するに十分な即時引出し可能な決済性預金を保有していることから、流動性不足はないものと考えております。

関係会社長期借入金、返済日は最長で決算日後8年であります。固定金利の為、金利の変動リスクはございません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は本邦銀行における預金を預金保険制度の保険対象範囲に限定して信用リスクの軽減を図っており、その状況は代表取締役およびピクテグループファイナンスに報告されモニタリングされています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 2019年12月31日における金融商品の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は次のとおりであります。

(千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	4,506,488	4,506,488	-
未収委託者報酬	2,295,464	2,295,464	-
未払手数料	1,272,877	1,272,877	-
その他未払金	382,635	382,635	-
関係会社長期借入金	2,400,000	2,474,183	74,183

(2) 金融商品の時価の算定方法

現金・預金、未収委託者報酬及び未払金といった当社の金融商品は短期決済されるものなので、時価は帳簿価額にほぼ等しくなっております。したがって時価は当該帳簿価額によっております。

関係会社長期借入金の時価は、元金利の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 長期差入保証金(貸借対照表計上額 286,676千円)は、本社オフィス等の不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

(4) 金銭債権の償還予定額は次のとおりであります。

(千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	4,506,488	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	2,295,464	-	-	-	-	-

(5) 関係会社長期借入金の決算日後の返済予定額は次のとおりであります。

(千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	-	-	-	1,200,000	-	1,200,000

第36期(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

余剰資金については銀行預金(当座預金、普通預金、定期預金又は信託預金等)で運用しております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

銀行預金は、本邦銀行に預け入れているものがあります。本邦銀行に預け入れているものは、その元本が預金保険制度の対象となっております。

営業債権である未収委託者報酬は、信託銀行により分別保管されている投資信託の信託財産から直接支弁されるので信用リスクは発生せず、また投資信託の決算日までに信託財産が減少し委託者報酬が支払えなくなるというマーケットリスクは非常に低いものと考えております。

営業債務である未払手数料は、回収不能となるリスクの非常に低い委託者報酬の入金後、これを原資に支払いをおこなうので、支払不能となる流動性リスクは非常に低いものと考えております。また、その他未払金については、その債務を履行するに十分な即時引出し可能な決済性預金を保有していることから、流動性不足はないものと考えております。

関係会社長期借入金、返済日は最長で決算日後8年であります。固定金利の為、金利の変動リスクはございません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は本邦銀行における預金を預金保険制度の保険対象範囲に限定して信用リスクの軽減を図っており、その状況は代表取締役およびピクテグループファイナンスに報告されモニタリングされています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 2020年12月31日における金融商品の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は次のとおりであります。

(千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	5,682,471	5,682,471	-
未収委託者報酬	2,752,470	2,752,470	-
未払手数料	1,561,855	1,561,855	-
その他未払金	450,148	450,148	-
関係会社長期借入金	2,400,000	2,461,851	61,851

(2) 金融商品の時価の算定方法

現金・預金、未収委託者報酬及び未払金といった当社の金融商品は短期決済されるものなので、時価は帳簿価額にほぼ等しくなっております。したがって時価は当該帳簿価額によっております。

関係会社長期借入金の時価は、元金利の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 長期差入保証金(貸借対照表計上額 286,676 千円)は、本社オフィス等の不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

(4) 金銭債権の償還予定額は次のとおりであります。

(千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	5,682,471	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	2,752,470	-	-	-	-	-

(5) 関係会社長期借入金の決算日後の返済予定額は次のとおりであります。

(千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	-	-	1,200,000	-	-	1,200,000

(有価証券関係)

第35期(2019年12月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

(千円)

区分	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	3,800	5,178	1,378
	小計	3,800	5,178	1,378
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	300	254	△45
	小計	300	254	△45
合計		4,100	5,433	1,333

2. 当期中に売却されたその他有価証券(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

第36期(2020年12月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

(千円)

区分	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	3,800	6,781	2,981
	小計	3,800	6,781	2,981
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	300	254	△45
	小計	300	254	△45
合計		4,100	7,035	2,935

2. 当期中に売却されたその他有価証券(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第35期(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

第36期(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第35期(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。
確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

2. 退職給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付債務の期首残高	1,601,447
勤務費用	66,365
利息費用	4,759
数理計算上の差異の発生額	5,656
退職給付の支払額	△179,335
退職給付債務の期末残高	1,498,893

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
年金資産の期首残高	1,240,804
期待運用収益	12,408
数理計算上の差異の発生額	111,751
事業主からの拠出額	△6,209
年金資産の期末残高	1,358,755

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)
積立型制度の退職給付債務	1,498,893
年金資産	△1,358,755
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	140,138

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)
勤務費用	66,365
利息費用	4,759
期待運用収益	△12,408
数理計算上の差異の費用処理額	△106,095
退職給付制度に係る退職給付費用	△47,378

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、以下のとおりであります。

証券投資信託受益証券	17.71%
投資証券	43.22%
株式	13.33%
その他	25.74%
合計	100.00%

(注) 年金資産は全て企業年金制度に対して設定した退職給付信託であります。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当期末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.20%
長期期待運用収益率	1.00%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は104,177千円であります。

第36期(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。
確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

2. 退職給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付債務の期首残高	1,498,893
勤務費用	119,882
利息費用	2,899
数理計算上の差異の発生額	12,851

退職給付の支払額	△91,864
退職給付債務の期末残高	1,542,661

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
年金資産の期首残高	1,358,755
期待運用収益	13,587
数理計算上の差異の発生額	84,774
事業主からの拠出額	△55,858
年金資産の期末残高	1,401,259

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)
積立型制度の退職給付債務	1,542,661
年金資産	△1,401,259
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	141,403

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)
勤務費用	119,882
利息費用	2,899
期待運用収益	△13,587
数理計算上の差異の費用処理額	△71,923
退職給付制度に係る退職給付費用	37,270

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、以下のとおりであります。

証券投資信託受益証券	25.88%
投資証券	35.70%
株式	11.72%
その他	26.71%
合計	100.00%

(注) 年金資産は全て企業年金制度に対して設定した退職給付信託であります。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当期末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.20%
長期期待運用収益率	1.00%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は109,954千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

(千円)

区分	第35期 (2019年12月31日現在)	第36期 (2020年12月31日現在)
繰延税金資産		
退職給付引当金損金算入限度超過額	413,335	398,705
未払事業税否認	22,730	31,683
未確定債務	23,507	23,012
賞与引当金損金算入限度超過額	342,285	303,591
資産除去債務	20,969	21,972
その他	69,376	92,320
繰延税金資産小計	892,205	871,285
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額	408	898
繰延税金負債小計	408	898
繰延税金資産合計(純額)	891,796	870,386

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第 35 期 (2019 年 12 月 31 日現在)		第 36 期 (2020 年 12 月 31 日現在)	
法定実効税率	30.62%	法定実効税率	30.62%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金算入されない項目	1.45%	交際費等永久に損金算入されない項目	0.11%
住民税均等割	0.16%	住民税均等割	0.17%
		税額控除	△3.29%
その他	0.06%	その他	△0.44%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.29%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.18%

(資産除去債務関係)

第 35 期(2019 年 12 月 31 日現在)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

(1) 東京本社事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。

(2) 大阪連絡事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。

2. 当該資産除去債務の金額と算定方法

(1) 東京本社事務所用ビル

使用見込期間を取得から 10 年と見積り、割引率は 1.13%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。増床部分は使用見込期間を取得から 10 年と見積り、割引率は 0.53%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(2) 大阪連絡事務所用ビル

使用見込期間を取得から 10 年と見積り、割引率は 0.96%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当期における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	81,540 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	196 千円
資産除去債務の履行による減少額	-
期末残高	81,736 千円

第 36 期(2020 年 12 月 31 日現在)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

(1) 東京本社事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。

(2) 大阪連絡事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。

2. 当該資産除去債務の金額と算定方法

(1) 東京本社事務所用ビル

使用見込期間を取得から 10 年と見積り、割引率は 1.13%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。増床部分は使用見込期間を取得から 10 年と見積り、割引率は 0.53%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(2) 大阪連絡事務所用ビル

使用見込期間を取得から 10 年と見積り、割引率は 0.96%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当期における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	81,736 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	197 千円
資産除去債務の履行による減少額	-
期末残高	81,933 千円

(セグメント情報等)

第 35 期(自 2019 年 1 月 1 日 至 2019 年 12 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言代理業の単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

	投資信託委託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	16,420,074 千円	421,864 千円	1,066,013 千円	17,907,952 千円

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦外部顧客への営業収益が営業収益総額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一顧客が存在しないため、記載を省略しております。

第36期(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言代理業の単一セグメントを報告セグメントとしております。
従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

	投資信託委託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	19,659,986千円	357,518千円	1,441,501千円	21,459,006千円

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦外部顧客への営業収益が営業収益総額の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一顧客が存在しないため、記載を省略しております。

(関連当事者との取引関係)

第35期(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の被所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ピクテ アンド シー グループ エスシーエー	スイス、 ジュネーブ	CHF148,500,000	グループ 管理会社	間接100%	グループ会社管理 に関するサービスの 提供	コーディネー ション手数料 の支払(注1)	67,062	未払金	-
親会社 (注7)	ピクテ アセット マネジメント ホールディング エスエー	スイス、 ジュネーブ	CHF40,000,000	グループ 管理会社	直接100%	資金の提供	長期借入金 の借入(注2)	-	関係会社 長期 借入金	2,400,000
							利息の支払 (注3)	45,625	未払金	10,250

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の被所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社を 持つ会社	ピクテ アセット マネジメント エスエー	スイス、 ジュネーブ	CHF21,000,000	資産運用 会社	-	投資運用の委託 契約 投資運用に関する サービスの提供	運用手数料 の支払(注4)	1,179,039	未払金	103,776
							運用手数料 の受取(注4)	106,778	未収 収益	28,170
							翻訳事務 手数料の受取 (注5)	217,436	未収 収益	-
同一の 親会社を 持つ会社	ピクテ アセット マネジメント リミテッド	英国、 ロンドン	GBP45,000,000	資産運用 会社	-	投資運用の委託 契約 投資運用に関する サービスの提供	運用手数料 の支払(注4)	233,210	未払金	54,570
							翻訳事務 手数料の受取 (注5)	5,300	未収 収益	5,300
							コミュニケーション 手数料の支払 (注6)	11,229	未払金	-
同一の 親会社を 持つ会社	ピクテ アセット マネジメント (ヨーロッパ) エスエー	ルクセン ブルグ	CHF8,750,000	資産運用 会社	-	投資運用の委託 契約 投資運用に関する サービスの提供 役員の兼任	運用手数料 の支払(注4)	46,827	未払金	15,314
							運用手数料 の受取(注4)	422,885	未収 収益	113,407
							翻訳事務 手数料の受取 (注5)	54,217	未収 収益	-
同一の 親会社を 持つ会社	ピクテ アセット マネジメント (ホンコン) リミテッド	香港	HKD30,000,000	資産運用 会社	-	投資運用に関する サービスの提供	トレーディング 手数料の支払 (注7)	18,857	未収 収益	4,467

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) コーディネーション手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

(注2) 長期借入金については、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

(注3) 支払利息については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。
(注4) 運用手数料についてはファンド毎の契約運用資産に一定比率を乗じて決定しております。
(注5) 翻訳事務手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。
(注6) コミュニケーション手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。
(注7) トレーディング手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ピクテ アンド シー グループ エスシーエー(非上場)
ピクテ アセット マネジメント ホールディング エスエー(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

第36期(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ピクテ アンド シー グループ エスシーエー	スイス、ジュネーブ	CHF148,500,000	グループ管理会社	間接100%	グループ会社管理に関するサービスの提供	コーディネーション手数料の支払(注1)	92,935	未払金	-
親会社(注7)	ピクテ アセット マネジメント ホールディング エスエー	スイス、ジュネーブ	CHF40,000,000	グループ管理会社	直接100%	資金の提供	長期借入金の借入(注2)	-	関係会社長期借入金	2,400,000
							利息の支払(注3)	45,750	未払金	10,250

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	ピクテ アセット マネジメント エスエー	スイス、ジュネーブ	CHF21,000,000	資産運用会社	-	投資運用の委託契約 投資運用に関するサービスの提供	運用手数料の支払(注4)	1,290,086	未払金	120,489
							運用手数料の受取(注4)	112,452	未収収益	29,756
							付随業務手数料の受取(注5)	169,472	未収収益	-
							預け金(注8)	-	関係会社未収入金	47,462
同一の親会社を持つ会社	ピクテ アセット マネジメント リミテッド	英国、ロンドン	GBP45,000,000	資産運用会社	-	投資運用の委託契約 投資運用に関するサービスの提供	運用手数料の支払(注4)	211,987	未払金	48,118
							付随業務手数料の受取(注5)	4,610	未収収益	4,615
							コミュニケーション手数料の支払(注6)	11,907	未払金	-
同一の親会社を持つ会社	ピクテ アセット マネジメント (ヨーロッパ) エスエー	ルクセンブルグ	CHF8,750,000	資産運用会社	-	投資運用の委託契約 投資運用に関するサービスの提供 役員の兼任	運用手数料の支払(注4)	62,425	未払金	17,477
							運用手数料の受取(注4)	388,412	未収収益	25,956
							付随業務手数料の受取(注5)	619,933	未収収益	111,902
同一の親会社を持つ会社	ピクテ アセット マネジメント (ホンコン) リミテッド	香港	HKD30,000,000	資産運用会社	-	投資運用に関するサービスの提供	トレーディング手数料の支払(注7)	40,801	未収収益	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) コーディネーション手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。
(注2) 長期借入金については、関係会社間の契約に基づき、決定しております。
(注3) 支払利息については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。
(注4) 運用手数料についてはファンド毎の契約運用資産に一定比率を乗じて決定しております。
(注5) 付随業務手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。
(注6) コミュニケーション手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。
(注7) トレーディング手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。
(注8) 預け金については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ピクテ アンド シー グループ エスシーエー(非上場)
ピクテ アセット マネジメント ホールディング エスエー(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

(1 株当たり情報)

第 35 期 自 2019 年 1 月 1 日 至 2019 年 12 月 31 日		第 36 期 自 2020 年 1 月 1 日 至 2020 年 12 月 31 日	
1 株当たり純資産額(注 1)	3,672,271 円 2 銭	1 株当たり純資産額(注 1)	5,042,803 円 95 銭
1 株当たり当期純利益(注 2)	315,001 円 86 銭	1 株当たり当期純利益(注 2)	1,020,777 円 23 銭
損益計算書上当期純利益	492,347 千円	損益計算書上当期純利益	1,595,474 千円
1 株当たり当期純利益の算定に用いられた 普通株式にかかる当期純利益	492,347 千円	1 株当たり当期純利益の算定に用いられた 普通株式にかかる当期純利益	1,595,474 千円
差額	—	差額	—
期中平均株式数	1,563 株	期中平均株式数	1,563 株
普通株式	800 株	普通株式	800 株
普通株式と同等の株式	763 株	普通株式と同等の株式	763 株
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株 予約権付社債等潜在株式がないため記載していません。		なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株 予約権付社債等潜在株式がないため記載していません。	

(注 1) 1 株当たりの純資産額の計算方法

純資産額から優先株式にかかる資本金の額 97,633 千円を控除しております。

(注 2) A 種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1 株当たり当期純利益の算定上、普通株式に含めて計算しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) (3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

提出日前 1 年以内において、該当する事実はありません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

<添 付>

投資信託約款

運用の基本方針

約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主に投資信託証券に投資を行い、信託財産の成長と利子・配当等収益の確保を図ることを目的に運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。指定投資信託証券は、主に株式に投資を行う投資信託、主に公社債に投資を行う投資信託、主に金に投資もしくは金を対象としたデリバティブ取引を行う投資信託またはこれらの投資方針を有する投資信託(前記の各資産への投資のほか、これらに類する資産への投資、デリバティブ取引等の金融商品を利用するものおよび外貨建資産について為替ヘッジを行うものを含みます。)の受益証券または投資証券とします。なお、指定投資信託証券は委託者により適宜見直され、前記の選定条件に該当する範囲において変更されることがあります。

(2) 投資態度

- ① 投資信託証券への投資を通じて、主に日本を含む世界の株式および公社債ならびに金(デリバティブ取引を含めます。)など様々な資産に投資することにより信託財産の成長と利子・配当等収益の確保を図ることを目的に運用を行います。
- ② 投資信託証券への投資にあたっては、委託者が各資産の収益とそのリスク見通しを分析して指定投資信託証券の中から選択し、その配分比率を決定します。また、組入資産および配分比率については、適宜見直しを行います。
- ③ 投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ④ 外貨建資産については、為替ヘッジが必要と判断した場合は為替ヘッジを行うことがあります。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託の受益証券以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ④ 同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。また、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、基準価額の水準および市況動向等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ピクテ・アセット・アロケーション・ファンド(毎月分配型)
約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は証券投資信託であり、ピクテ投信投資顧問株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人)をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第22条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1億8,270万632円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による信託終了または信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1億8,270万632口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。))。

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。))および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。))をいいます。以下同じ。))は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、販売会社が定める1円または1口の整数倍の単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下「別に定める契約」といいます。))を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。))の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1項の規定にかかわらず、別に定める日においては、原則として受益権の取得申込みを受付けないものとします。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資に係る追加信託の申込みに限ってこれを受付けるものとします。

④ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。))に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 前項の手数料の額は、販売会社がそれぞれ独自に定めるものとします。

⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が第36条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。))および商品市場(商品先物取引法第2条第9項に規定する商品市場および商品先物取引法第2条第12項に規定する外国商品市場をいいます。以下同じ。))等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。))に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権(イおよびハに掲げるものに該当するものを除きます。)
 - ハ. 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲)

第 16 条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券および次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 短期社債等
 2. コマーシャル・ペーパー
 3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前 2 号の証券または証書の性質を有するもの
 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(利害関係人等との取引等)

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。)および受託者の利害関係人、第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 15 条ならびに第 16 条第 1 項および同条第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条および第 26 条から第 28 条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第 15 条ならびに第 16 条第 1 項および同条第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条および第 26 条から第 28 条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 19 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第 20 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の額について、為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(予約為替の評価)

第 21 条 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第 22 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(投資信託証券の登録の管理)

第 23 条 信託財産に属する外国投資信託証券については、受託者名義で当該外国投資信託証券の管理会社において登録され、当該外国投資信託証券の発行国または当該管理会社が所在する国内の諸法令および慣例ならびに当該管理会社の諸規則にしたがって管理させることができます。

(混蔵寄託)

第 24 条 金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 25 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 26 条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約および買戻しの請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 27 条 委託者は、前条の規定による投資信託証券の一部解約金および買戻し代金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 28 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金ならびに有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 29 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 30 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 31 条 この信託の計算期間は、毎月 16 日から翌月 15 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から平成 24 年 3 月 15 日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第33条 信託財産に関する租税および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷等費用(有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用)、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
- ③ 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産中から受取ることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。
- ④ 前項において信託事務の処理等に要する諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。
- ⑤ 第3項において信託事務の処理等に要する諸費用の固定率または固定金額を定める場合、係る費用の額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該諸費用に係る消費税等に相当する金額とともに信託財産中より支弁します。
- ⑥ 第1項および第2項に掲げる信託財産に関する租税および受託者の立替えた立替金の利息ならびに信託事務の処理等に要する諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額を以下「諸経費」といいます。

(信託報酬等の総額)

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者)とします。に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者

とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金(第 39 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第 39 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7 営業日から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第 2 項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第 37 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 38 条 受託者は、収益分配金については第 36 条第 1 項に規定する支払開始日および第 36 条第 2 項に規定する交付開始日までに、償還金については第 36 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 36 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第 39 条 受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に販売会社が定める 1 口の整数倍の単位(別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については 1 口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める日においては、当該一部解約の実行の請求を受付けないものとします。
- ③ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所および商品市場等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第 40 条 委託者は、第 4 条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 10 億口を下回ることとなった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときもしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 41 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 45 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 42 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に移し継ぐことを命じたときは、この信託は、第 45 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 43 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 44 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 45 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 45 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。))について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。))は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求の不適用)

第 46 条 この信託は、委託者が第 39 条第 1 項の一部解約の請求を受付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第 40 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することはできません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 47 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 47 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付します。

(公告)

第 48 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第 49 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 50 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第 1 条 第 36 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 24 年 2 月 29 日

委託者 ピクテ投信投資顧問株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

(付表)

1. 別に定める投資信託証券

約款第16条および別に定める運用の基本方針に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託証券(投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券をいい、振替受益権または振替投資口を含みます。以下、同じ。)をいいます(設定が予定されているものを含みます)。

(1) 内国証券投資信託

ピクテ・コア・エクイティ・ファンド(適格機関投資家専用) 受益証券

(2) ルクセンブルグ籍外国投資信託

ピクテ・グローバル・セクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド 受益証券

(Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Fund)

(3) ルクセンブルグ籍外国投資信託

ピクテ・グローバル・セクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド 受益証券

(Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Currency Hedged Fund)

(4) ルクセンブルグ籍外国投資信託

ピクテ・グローバル・セクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド 受益証券

(Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Emerging Equities Fund)

(5) ルクセンブルグ籍外国投資信託

ピクテ・グローバル・セクション・ファンド - 新興国株式ボラティリティ低減ファンド 受益証券

(Pictet Global Selection Fund - Emerging Equity Lower Volatility Fund)

(6) 内国証券投資信託

ピクテ・バイオ医薬品ファンドⅡ(適格機関投資家専用) 受益証券

(7) 内国証券投資信託

ピクテ・プレミアム・ブランド・ファンド(適格機関投資家専用) 受益証券

(8) 内国証券投資信託

ピクテ日本ナンバーワン・ファンド(適格機関投資家専用) 受益証券

(9) 内国証券投資信託

ピクテ欧州株式ファンド(適格機関投資家専用) 受益証券

(10) 内国証券投資信託

ピクテ・エコディスカバリー・アロケーション・ファンド(適格機関投資家専用) 受益証券

(11) 内国証券投資信託

ピクテ・ロボ・ファンド(適格機関投資家専用) 受益証券

(12) 内国証券投資信託

ピクテ・セキュリティ・ファンド(適格機関投資家専用) 受益証券

(13) ルクセンブルグ籍外国投資法人

ピクテ・クエスト・グローバル・エクイティ 投資証券

(Pictet- Quest Global Equities)

(14) ルクセンブルグ籍外国投資法人

ピクテ - デジタル 投資証券

(Pictet-Digital)

(15) ルクセンブルグ籍外国投資法人

ピクテ - ヨーロピアン・エクイティ・セクション 投資証券

(Pictet-European Equity Selection)

(16) ルクセンブルグ籍外国投資法人

ピクテ - アジア株式(除く日本) 投資証券

(Pictet - Asian Equities Ex Japan)

(17) ルクセンブルグ籍外国投資法人

ピクテ - グローバル・テーマ・オポチュニティーズ 投資証券

(Pictet - Global Thematic Opportunities)

(18) ルクセンブルグ籍外国投資法人

ピクテ - U S Aインデックス 投資証券

(Pictet-USA Index)

(19) ルクセンブルグ籍外国投資法人

ピクテ - エマージング・マーケット 投資証券

(Pictet-Emerging Markets)

(20) ルクセンブルグ籍外国投資法人

ピクテ - チャイナ・エクイティーズ 投資証券

(Pictet- China Equities)

(21) ルクセンブルグ籍外国投資法人

ピクテ - インディアン・エクイティーズ 投資証券

(Pictet-Indian Equities)

- (22) ルクセンブルグ籍外国投資法人
ピクテ - ニュートリション 投資証券
(Pictet-Nutrition)
- (23) ルクセンブルグ籍外国投資法人
ピクテ - ティンバー 投資証券
(Pictet-Timber)
- (24) ルクセンブルグ籍外国投資法人
ピクテ - ヘルス 投資証券
(Pictet-Health)
- (25) ルクセンブルグ籍外国投資法人
ピクテ - クリーン・エナジー 投資証券
(Pictet-Clean Energy)
- (26) ルクセンブルグ籍外国投資法人
ピクテ - スマートシティ 投資証券
(Pictet-SmartCity)
- (27) ルクセンブルグ籍外国投資法人
ピクテ - ウォーター 投資証券
(Pictet- Water)
- (28) ルクセンブルグ籍外国投資法人
ピクテ - ファミリー 投資証券
(Pictet - Family)
- (29) ルクセンブルグ籍外国投資法人
ピクテ - グローバル・エンバイロメンタル・オポチュニティーズ 投資証券
(Pictet - Global Environmental Opportunities)
- (30) ルクセンブルグ籍外国投資法人
ピクテ - グローバル・メガトレンド・セクション 投資証券
(Pictet- Global Megatrend Selection)
- (31) スイス籍外国投資信託
ピクテ (CH) ソリューションズ - スイス高配当株式 受益証券
(Pictet CH Solutions - Swiss High Dividend)
- (32) スイス籍外国投資信託
ピクテ (CH) スイス - エクイティーズ 受益証券
(Pictet CH - Swiss Equities)
- (33) スイス籍外国投資信託
ピクテ (CH) スイス - ミッド・スモール・キャップ 受益証券
(Pictet CH - Swiss Mid Small Cap)
- (34) 内国証券投資信託
ピクテ円インカム・セレクト・ファンドⅡ (適格機関投資家専用) 受益証券
- (35) 内国証券投資信託
ピクテ・ハイインカム・ソブリン・ファンド (適格機関投資家専用) 為替ヘッジなしコース 受益証券
- (36) 内国証券投資信託
ピクテ・ハイインカム・ソブリン・ファンド (適格機関投資家専用) 為替ヘッジコース 受益証券
- (37) 内国証券投資信託
ピクテ優良財政国債券ファンド (適格機関投資家専用) 受益証券
- (38) 内国証券投資信託
ピクテ・グローバル公益社債ファンド (適格機関投資家専用) 為替ヘッジコース 受益証券
- (39) 内国証券投資信託
ピクテ新興国社債ファンド (適格機関投資家専用) 為替ヘッジコース 受益証券
- (40) ルクセンブルグ籍外国投資信託
ピクテ・グローバル・セクション・ファンド - 資源国ソブリン・ファンド 受益証券
(Pictet Global Selection Fund - Resource-Rich Countries Sovereign Fund)
- (41) ルクセンブルグ籍外国投資信託
ピクテ・グローバル・セクション・ファンド - 新興国ソブリン・ファンド 受益証券
(Pictet Global Selection Fund - Global Emerging Sovereign Fund)
- (42) ルクセンブルグ籍外国投資信託
ピクテ・グローバル・セクション・ファンド - 世界分散債券ファンド 受益証券
(Pictet Global Selection Fund - Global Diversified Bond Fund)
- (43) ルクセンブルグ籍外国投資信託
ピクテ・グローバル・セクション・ファンド - アンコンストレインド・フィックスド・インカム 受益証券
(Pictet Global Selection Fund - Unconstrained Fixed Income)
- (44) ルクセンブルグ籍外国投資法人
ピクテ - ユーロ・ハイ・イールド 投資証券
(Pictet - EUR High Yield)

- (45) ルクセンブルグ籍外国投資法人
ピクテ - U S ハイ・イールド 投資証券
(Pictet - US High Yield)
- (46) ルクセンブルグ籍外国投資法人
ピクテ - E U R ショートターム・ハイ・イールド 投資証券
(Pictet - EUR Short Term High Yield)
- (47) ルクセンブルグ籍外国投資法人
ピクテ - ユーロ・ショート・ミッドターム・ボンド 投資証券
(Pictet - EUR Short Mid-Term Bonds)
- (48) ルクセンブルグ籍外国投資法人
ピクテ - U S D ショート・ミッドターム・ボンド 投資証券
(Pictet - USD Short Mid-Term Bonds)
- (49) ルクセンブルグ籍外国投資法人
ピクテ - アジア・ローカル・カレンシー・デット 投資証券
(Pictet - Asian Local Currency Debt)
- (50) ルクセンブルグ籍外国投資法人
ピクテ - エマージング・コーポレート・ボンド 投資証券
(Pictet - Emerging Corporate Bonds)
- (51) ルクセンブルグ籍外国投資法人
ピクテ - ショートターム・エマージング・コーポレート・ボンド 投資証券
(Pictet - Short Term Emerging Corporate Bonds)
- (52) ルクセンブルグ籍外国投資法人
ピクテ - アブソリュート・リターン・フィックスド・インカム 投資証券
(Pictet - Absolute Return Fixed Income)
- (53) ルクセンブルグ籍外国投資法人
ピクテ - U S D ガバメント・ボンド 投資証券
(Pictet - USD Government Bonds)
- (54) ルクセンブルグ籍外国投資法人
ピクテ - E U R ガバメント・ボンド 投資証券
(Pictet - EUR Government Bonds)
- (55) ルクセンブルグ籍外国投資法人
ピクテ - ユーロ・コーポレート・ボンド 投資証券
(Pictet - EUR Corporate Bonds)
- (56) ルクセンブルグ籍外国投資法人
ピクテ - ユーロボンド 投資証券
(Pictet - EUR Bonds)
- (57) ルクセンブルグ籍外国投資法人
ピクテ - グローバル・フィックスド・インカム・オポチュニティーズ 投資証券
(Pictet - Global Fixed Income Opportunities)
- (58) ルクセンブルグ籍外国投資法人
ピクテ - チャイニーズ・ローカル・カレンシー・デット 投資証券
(Pictet - Chinese Local Currency Debt)
- (59) ルクセンブルグ籍外国投資法人
ピクテ - グローバル・サステイナブル・クレジット 投資証券
(Pictet - Global Sustainable Credit)
- (60) ルクセンブルグ籍外国投資法人
ピクテ - ストラテジック・クレジット 投資証券
(Pictet - Strategic Credit)
- (61) ルクセンブルグ籍外国投資法人
ピクテ - ショートターム・マネー・マーケット J P Y 投資証券
(Pictet - Short-Term Money Market JPY)
- (62) ルクセンブルグ籍外国投資法人
ピクテ - ショートターム・マネー・マーケット U S D 投資証券
(Pictet - Short-Term Money Market USD)
- (63) ルクセンブルグ籍外国投資法人
ピクテ - ショートターム・マネー・マーケット E U R 投資証券
(Pictet - Short-Term Money Market EUR)
- (64) ルクセンブルグ籍外国投資法人
ピクテ - ショートターム・マネー・マーケット C H F 投資証券
(Pictet - Short-Term Money Market CHF)
- (65) スイス籍外国投資信託
ピクテ (C H) プレシャス・メタル・ファンド - フィジカル・ゴールド 受益証券
(Pictet (CH) Precious Metals Fund - Physical Gold)

(66) 金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。)に上場(これに準ずるものおよび上場予定等を含みます。)されている投資信託証券

2. 別に定める日

約款12条第3項および第39条第2項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

イ. ルクセンブルグの銀行の休業日

ロ. ロンドンの銀行の休業日